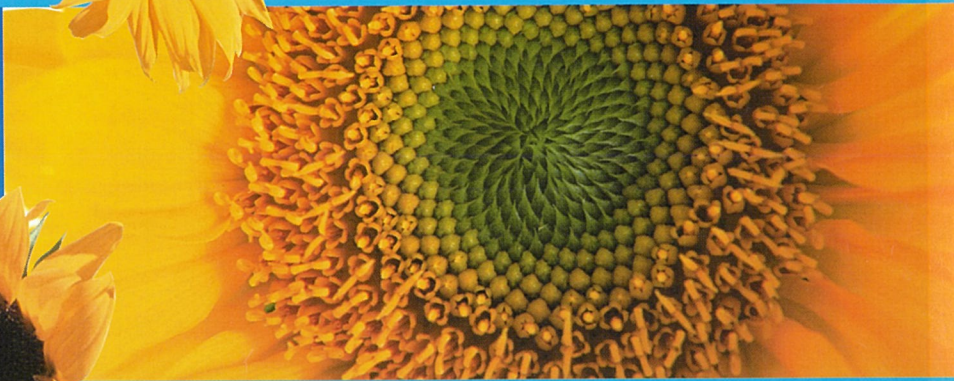


循環あいち

Vol.60

(社)愛知県産業廃棄物協会
第29回 通常総会



不法投棄防止パトロール

中部エコライフ・フェア2006

(社)全産連 第22回通常総会
県下6支部・青年部会総会



社団法人
愛知県産業廃棄物協会

<http://www.aisankyou.com> E-mail:info@aisankyou.com

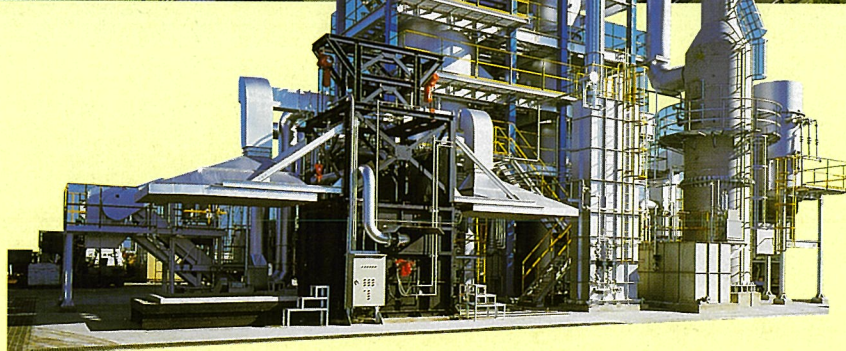
4つの焼却システムで多種類の廃棄物を完全燃焼 環境管理も最新設備で万全

●ロータリーキルン炉による焼却

●バーナー噴霧による焼却

●台車炉による焼却

●揺動式ストーカー炉による焼却



近藤産興の
産業廃棄物焼却プラント
飛島工場

近藤産興株式会社

〒457-8535 名古屋市南区浜田町1-10
TEL.052-614-2511 FAX.052-611-5826

飛島工場

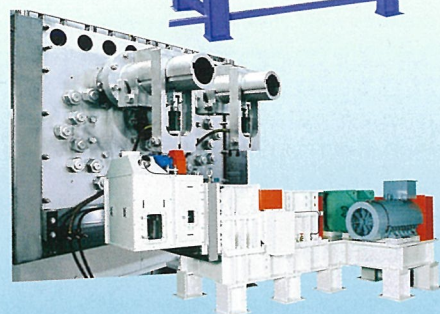
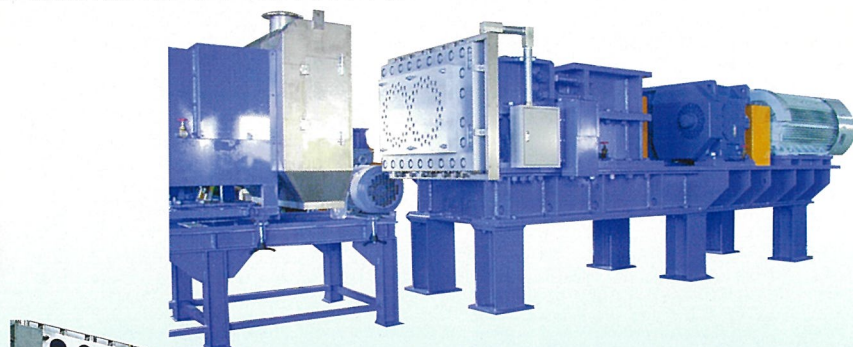
〒490-1435 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15
TEL.05675-5-2847 FAX.05675-5-0506

キレイな環境づくりに多大に貢献する タジリの総合再資源化技術

熱圧縮減容成形機

ウエストポーター

プラスチックに紙屑、木屑等を混合した可燃性物質を圧縮し、ソーセージ状(φ25mm~φ150mm)の固形燃料(RPF)にすることが出来ます。



(タイプ:12種類) ニーズに合わせてご利用下さい。

- スクリューは六角形スクリュー軸に差込方式且つ、分割式な為、メンテナンスが簡単です。
- センサー管理の安全タイプ。
- ノズルを用途に応じてセットし、ダスト燃料が調整できます。

一軸式破砕機

バイトローター

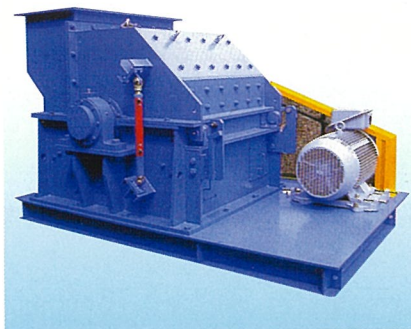
プラスチック・ゴム等軟らかいものから、木材・巻取ロール・雑誌等の堅い物まで効率良く破砕します。又、スクリーンの交換で粒度の選定が出来ます。



一軸式破砕機

ロータリーハンマー

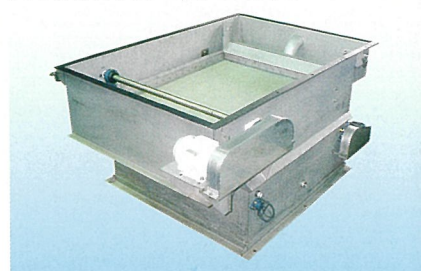
衝撃型破砕方式のため、廃家電製品・木材外壁等の硬質系廃棄物を瞬時破砕処理出来ます。



水処理システムユニット

TSS型 振動スクリーン

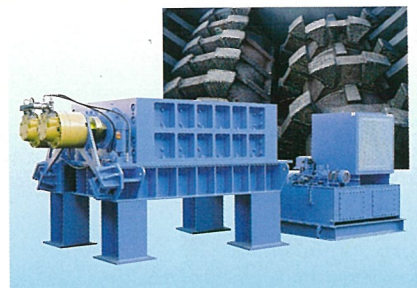
環境への配慮から、廃水・廃液中の混入物質を分離除去する装置です。



油圧式破砕機

ウルトラクラッシャー

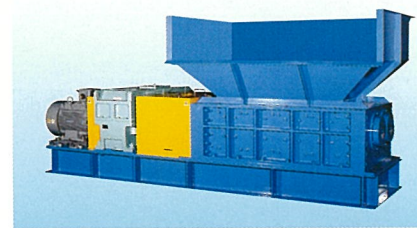
各種の粗大ゴミ、硬軟質多様な処理物を、確実に、効率良く正逆回転する事で効率的に破砕することが出来ます。



粗大ゴミ・不燃物の二軸強力破砕機

ストロングクラッシャー

粗大ゴミ、不燃物などをせん断、圧縮、引張作用により破砕処理します。又、破砕物の大きさは、破砕刃の形状により変えることが出来ます。



その他営業品目

- ホッピングスクリーン：残渣選別機
- プレスコンパクター：空缶圧縮機
- アルミ選別機

地方自治体及び産業廃棄物関連施設の不燃ごみ・粗大ごみリサイクルプラント、固形燃料(RPF)製造プラント、ビン・缶リサイクルプラント



—— 製造・発売元 ——

株式会社 タジリ

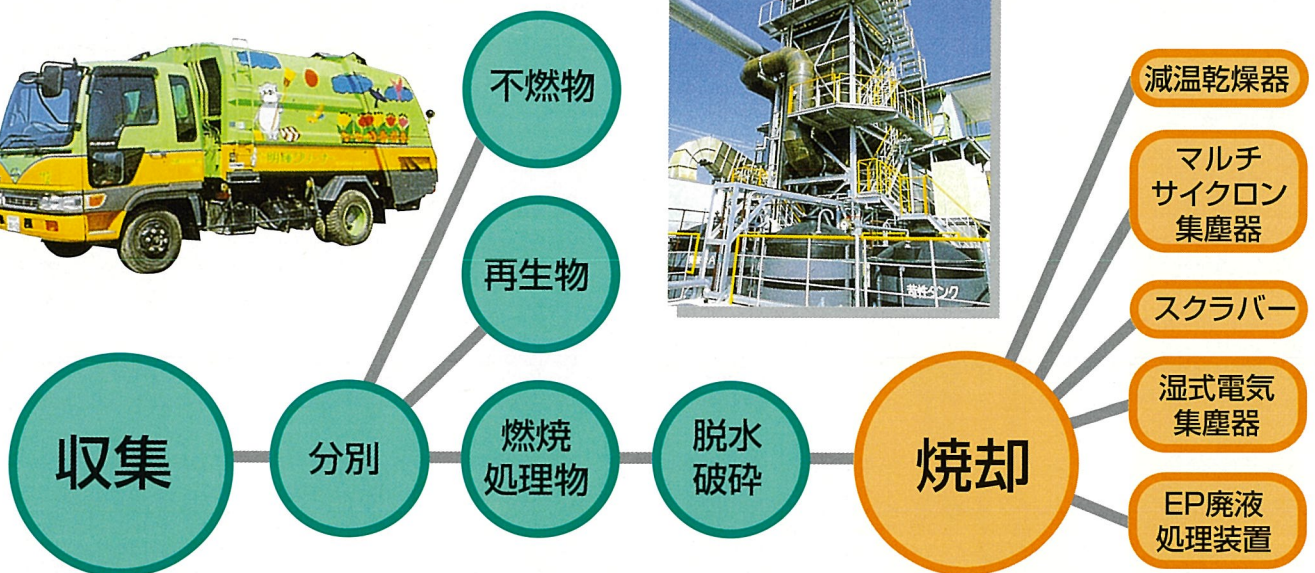
〒369-1108 埼玉県深谷市田中357-1
TEL.048-583-3525 FAX.048-583-3527
URL <http://www.tajiri.co.jp> E-mail info@tajiri.co.jp



MEIKI
CLEANER

生産、廃棄は一連の社会メカニズムです。
当社は企業、工場、医療機関、スーパー、
飲食店等あらゆる分野の排出事業者の
ニーズに応え、最適で多彩な収集車両と
独自の焼却処理システムで環境保全に
最優先のシステムで取り組んでいます。

環境の未来をいちばんに考え、
あらゆる分野の廃棄物の収集運
搬、処理システムを実現しました。



産業廃棄物収集運搬・処理許可業者

株式会社 **明輝クリーナー**

本社／豊橋市若松町字中山101の34 〒441-8123

TEL.0532-25-1026 FAX.0532-25-1227

原町工場／豊橋市原町字南山1-99 〒441-3111

TEL.0532-41-7530 FAX.0532-43-0165

豊川営業所／TEL&FAX.0533-83-3778

循環型社会
推進企業をめざす

ASS
AMA SEISOU

廃棄物を明日に残さない
環境保全の約束です。

明日を
ベストゼロエミッション。



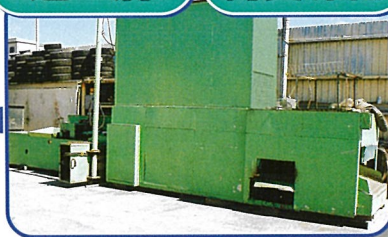
《14年対応最新設備の焼焼施設完成》

収集運搬



選別

再資源化



焼却



株式会社
海部清掃

■ 本社／愛知県海部郡菰田寺町大字西今宿字平割二6番地
TEL.052-441-5353 FAX.052-441-5427
■ 美和営業所／愛知県海部郡美和町大字ニツ寺字上長2番1
TEL.052-442-8493 FAX.052-442-8508

業 務 内 容	産業廃棄物許可		特別管理産業廃棄物許可		一般廃棄物許可
	収集運搬	愛知県・名古屋市・豊田市・ 豊橋市・岡崎市・岐阜県・ 三重県・長野市・長野県	収集運搬	愛知県・名古屋市・豊田市・ 豊橋市・岡崎市・岐阜県・ 長野市・長野県	愛西市・一宮市・稲沢市・大治町・ 春日井市・蟹江町・北名古屋市・ 清須市・七宝町・菰田寺町・津島市・ 美和町・弥富市
	処 分	愛知県 ・中間処分／圧縮・選別・焼却・ 選別・破碎・選別	処 分	愛知県 ・中間処分／焼却	



加山興業株式会社

とっても頑固なゴミ屋さん



- (特別管理) 産業廃棄物・一般廃棄物収集運搬
- (特別管理) 産業廃棄物・一般廃棄物中間処分
- 各種病院での医療廃棄物
- 建設系廃棄物
- 工場、店舗等の産業廃棄物



GPS搭載

収集車両全車
GPS搭載!
廃棄物の行方
を全てトレース
します!!

中間処理

【選別、焼却、破碎、乾燥、減容固化、
押出成型、蛍光灯の破碎】

WEBカメラ

工場内カメラを使いWEBからリアル
タイムに廃棄物の処理工程を確認で
きます!!

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。全てお見せいたします!



加山興業株式会社
Industrial Wastes Disposal Co., Inc

■ 豊川営業所・リサイクルプラント：〒442-0008 豊川市南千両2丁目1番
TEL. 0533・89・0375
FAX. 0533・84・3739

Homepage <http://www.kayama-k.co.jp>
E-mail info@kayama-k.co.jp

人と地球の未来を守る
環境革命への挑戦!



2006NEW 環境展

廃棄物処理・再資源化／大気／水質／土壌汚染防止改善／エコ・グリーン製品／省・新エネルギー

大阪会場

特別企画 A

地球温暖化防止テクノステージ

「地球温暖化」今やこの問題は
全人類で取り組まなければ
いけない課題です。

ストップ温暖化!
京都議定書
6%削減への挑戦!



特別企画 B

元祖 環境漫才

林家ライス・カレー子公演

初日 9月7日(木)



- 会 期 2006年9月7日(木)～9日(土)
- 時 間 午前10時～午後5時(最終日は午後4時まで)
- 会 場 **インテックス大阪** 2・3号館及び屋外展示場 入場料 ¥1,000
大阪市住之江区南港北1-5-102 TEL. 06-6612-8800
- 主 催 株式会社 日報アイ・ビー <週刊循環経済新聞・月刊廃棄物・月刊アースガーディアン・隔月刊イーコンテクチャー・BIG HIT>
- 企画運営 日報イベント株式会社

NEW環境展大阪 併催記念セミナー

(9月7日(木)～8日(金))／WTCビル2階WTCホールまたは44階大会議室／聴講料:1人10,000円／定員100人)

9月7日(木)

- A 10:00～12:45 (WTCホール) **アスベスト適正処理～現場対応から処分まで～**
現場・中間処理・処分までのアスベストの適正処理に必要な一連の流れを、事例発表方式でご紹介します。*テキストに隔月刊「イー・コンテクチャー」付
- B 13:30～16:15 (WTCホール) **廃棄物処理法を読む～欠格要件・廃棄物の定義・区分とは?～**
改正が続く廃棄物処理法。改正ポイントや各種定義などの解釈を十分に理解することはなかなか難しいものです。そこで欠格要件や廃棄物の定義・区分など、的を絞った解説セミナーを行います
- C 10:00～12:45 (大会議室) **一廃ビジネス最新動向～行政民活・事業系一廃参入でどう変わる?～**
行政の一般廃棄物民間委託、一廃事業者の新規事業参入、産廃事業者からの一廃参入など、一廃ビジネスは大きな変革期を迎えています。さて、その行方は?
- D 13:30～16:15 (大会議室) **改正容器包装リサイクル法対応～PETボトル独自ルートとその他プラ動向～**
容リ法の改正案が可決しました。改正に向けて対応を急ぐ時期が近づいています。PETボトル再生事業者やその他プラを対象としている事業者の取り組み事例をご紹介します

9月8日(金)

- E 10:00～12:45 (WTCホール) **RPFビジネス最前線～原料の安定供給・サーマルリサイクル～**
原料の調達、生産動向、需要家の求める品質とは?まだまだ日が離せないRPFへの期待、さらに廃プラサーマルリサイクルの動向について、現状と今後の予測を発表します。
- F 13:30～16:15 (WTCホール) **廃プラ輸出とマテリアル～マーケット動向と新戦略～**
活況が続く廃プラ市場。ポイントはやはり輸出動向と国内のマテリアル状況です。廃プラ輸出に変化はあるのか?次のターゲットは何なのか?
- G 10:00～12:45 (大会議室) **有機性廃棄物の次世代活用～バイオエタノールなどエネルギー化の事業可能性～**
CO2削減の観点から、事業化が進むバイオマスエネルギー。最近ではエタノール化など、高度利用の取り組みも具体化しつつあります。最新事例の紹介を通じ、バイオマス次世代利用の可能性を探ります
- H 13:30～16:45 (大会議室) **燃料新時代～どう使う?バイオディーゼル(廃食用油の観点から)～**
軽油混合燃料の規格化でゆれるバイオディーゼル市場。環境面と安全性をクリアし、石油代替の新燃料として定着するのか?廃食用油回収の効率化や装置性能の向上、導入効果など、事例とともにお届けします

お問い合わせ・お申込み／(株)日報アイ・ビー セミナー事務局 (TEL06-6262-2406) *セミナータイトルや講演内容は予定です。一部変更になる場合があります。

NEW環境展事務局

大阪／〒541-0054 大阪市中央区南本町1-5-11 TEL.06-6265-9106 FAX.06-6265-9105
東京／〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-1-5 TEL.03-3262-3562 FAX.03-5214-6633

日報インターネット(包装・廃棄物・環境) 発信中!

http://www.nippo.co.jp/ Eメール:info@nippo.co.jp

廃油・廃酸・廃アルカリ・油泥・汚泥の処理 および資源リサイクルはダイセキにお任せ下さい。

ダイセキは、「限られた資源を活かして使う」をテーマに、廃棄物の資源リサイクル化を徹底して追求しています。あらゆる産業分野から発生する廃棄物の新しい価値創造を目指して、研究・開発を進め、潤滑油、工作油系の再生・油混じりスラッジからの油分回収、廃油からの再生燃料化、有機汚泥、石油スラッジから固形燃料化。そして廃棄物からの各種資源化ではセメント原料化、建材原料化、非鉄金属原料化等に大きな成果を上げています。

また、引火性、腐食性、毒性を持つ「特別管理産業廃棄物」の中間処理の許可を、全国10工場で受け、収集運搬も全国80都府県市の許可を取得した産業廃棄物の総合企業です。

特別管理産業廃棄物
産業廃棄物処理

環境メンテナンス
工事・防災

資源リサイクル

環境分析・研究

石油・化学



本社・名古屋事業所



名古屋事業所・水処理施設

全国ネットで展開

Daiseki

東証・名証市場第一部上場

株式会社 **ダイセキ**

ホームページ <http://www.daiseki.co.jp>

本社・名古屋事業所	〒455-8505	名古屋市港区船見町1-86	TEL.(052) 611-6321	FAX.(052) 611-0160
北陸事業所	〒924-0028	石川県白山市相川新町899	TEL.(076) 275-6585	FAX.(076) 275-6791
関西事業所	〒674-0093	兵庫県明石市二見町南二見21-6	TEL.(078) 949-1180	FAX.(078) 949-1315
九州事業所	〒808-0109	北九州市若松区南二島4-13-3	TEL.(093) 701-2016	FAX.(093) 791-5219
関東事業所	〒327-0816	栃木県佐野市栄町14-10	TEL.(0283) 24-8006	FAX.(0283) 22-7408
千葉事業所	〒299-0268	千葉県袖ヶ浦市南袖23-8	TEL.(0438) 62-8798	FAX.(0438) 64-0019

環境プラント設計・施工、環境分析・ダイオキシン測定、土壌汚染調査・浄化、環境機器販売

株式会社 **ダイセキ環境ソリューション** 〒455-0027 名古屋市港区船見町1-86 TEL.(052) 611-6350 FAX.(052) 611-4022
ホームページ <http://www.daiseki-eco.co.jp>

(社)愛知県産業廃棄物協会 第29回 通常総会	2
平成17年度 事業報告・決算報告	3
平成18年度 (社)愛産協会長表彰	6
通常総会懇親会開催	7
不法投棄防止パトロール報告	9
行政ニュース	
最終処分場維持管理積立金制度の対象事業者拡大について	愛知県環境部資源循環推進課 16
豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定について	豊橋市環境部廃棄物対策課 18
「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の概要	豊田市環境部廃棄物対策課 21
協会ニュース	
中部エコライフ・フェア2006報告	24
PCB廃棄物の収集運搬実務者講習会報告	25
(社)全国産業廃棄物連合会 第22回通常総会開催	26
中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議報告	26
改正道路交通法で6月1日より駐車禁止の取締りが強化されました	27
産業廃棄物処理に係る「実務者研修会」開催について	28
支部ニュース	
名古屋支部 名古屋支部総会／大阪府エコタウンの2つのモデル施設を見学	29
尾張西支部 尾張西支部総会	31
尾張北支部 尾張北支部総会／親睦ゴルフ大会	32
尾張南支部 尾張西支部総会	33
西三河支部 西三河支部総会	34
東三河支部 東三河支部総会／行政懇談会／「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」説明会／親睦ゴルフ大会で交流の輪を	35
トピックス	
開設から2ヵ月経ったあいち資源循環推進センターを訪ねました	39
青年部会ニュース	
第20回通常総会	40
中部ブロック協議会 第4回通常総会	41
循環型最前線レポート	
古紙回収、年間50万トン 古紙商社のビッグブランドを築く 福田三商株式会社	42
新会員紹介	
(株)東海環境プラン・(有)石田商店・トヨアケユニティ(株)・(株)コムネット	44
事務局だより	
理事会報告	49
入会・退会状況	50
コラム	
〈ひと口情報〉 外来語35語を言い換え	28
大府市では週3回、専任スタッフが市内を巡回し、街の環境美化に取り組んでいます	38
連載	
趣味倶楽部	
鮎の生態を知り、自然と対話する鮎釣りの醍醐味に夢中	
(有)小林商店 代表取締役 小林 清一さん	45
法律相談 相続、15	協会顧問 弁護士 楠田 堯爾 48

第29回 通常総会

平成17年度事業報告、収支決算報告を承認



(社)愛知県産業廃棄物協会の平成17年度事業報告、収支決算報告を審議、承認を得る第29回通常総会が6月9日(金)午後3時30分から名古屋市中区のホテルグランコート名古屋で会員503名(委任状含む)が出席して開催されました。

総会は増田昇副会長の司会で行われ、はじめに近藤成章会長が挨拶。「日本人の生活感覚に古くからあった、物を大切に節約する心、“もったいない”が今、ノーベル平和賞受賞者ワンガリ・マータイさんによって世界中に広まりつつあります。21世紀は環境の世紀で、この“もったいない”のエコ精神が世界の人々の心に響いたと思います。ものづくり愛知を支えているもうひとつの資源循環産業が我々産業廃棄物処理業であり、この“もったいない”の精神こそが3R愛知の隅々に生きています」と協会員の日々の努力と社会への貢献を述べました。

続いて議長に中嶋久夫副会長を選出して議案審議が行われました。

議案は事務局の須本康夫専務理事から説明。



近藤会長

- 第一号議案 平成17年度事業報告承認について
- 第二号議案 平成17年度収支決算報告承認について
- 第三号議案 役員欠員に伴う選任について

議案は原案どおり、全員の拍手を持って承認されました。(概要は3~5頁参照)

事業報告の中で須本専務理事は、今、産業廃棄物業界で問題となっている欠格要件制度では処理業者は、企業活動中だけでなく、役員や使用人は業務や私生活でも絶対的に法令遵守が求められています。例えば一役員の私的な反社会的行為が、その役員が属する企業の許可業取り消しとなり、結果的に従業員、家族の生活の糧を失うこととなります。この欠格制度の運用は、極めて厳しく、他の業界と比較して著しく不利益、不公平な取り扱いといわざるをえません。当協会においても、この欠格制度とその運用の改善を他県の協会と連携



須本専務理事

し、上部団体である全産連を通じて国に要望することが必要と思っていますので協会員に協力を求めました。また、普及啓発事業でリニューアルしたホームページへのアクセス件数がここ5ヵ月間で25000件あり、常時更新と合わせて情報発信の精度が高くなったことに満足していると述べました。

第三号議案の役員欠員に伴う選任では、事務局か

ら河村卓司氏（東亜合成（株）名古屋工場）の理事選任について提案があり、全員の拍手を持って承認されました。中野弘常務理事の閉会の辞を持って終了し、続いて平成18年度（社）愛産協会長表彰が行われ、受賞者に表彰状と記念品が近藤会長より手渡されました。（受賞者は6頁参照）

平成17年度 事業報告（概要）

1、組織強化・拡充事業

(1) 新規会員の加入促進

	正会員	賛助会員	合 計
平成17年3月末	650	107	757
平成18年3月末	649	108	757
増 減	－1	＋1	0

(2) 各種会議の積極的開催

- ・理事会：7回開催
- ・広報編集委員会：8回開催
- ・企画委員会：2回開催
- ・研修指導委員会：1回開催
- ・福利厚生委員会：1回開催
- ・収集運搬部会：1回開催
- ・建設廃棄物部会：14回開催

(3) 愛知県との「災害廃棄物の処理等に関する協定」の締結

(4) 災害時における協力体制資機材調査並びに情報伝達手段調査の実施

(5) 青年部会の育成

- ・通常総会・懇親会
- ・全産連青年部中部ブロック協議会第3回通常総会・懇親会
- ・7月全体会議
- ・全産連青年部協議会通常総会
- ・全産連青年部協議会第4回全国大会

・11月全体会議「伊勢志摩交流会」

・新年会・臨時総会

・視察研修会

・役員会12回開催

2、調査研究事業

(1) 情報の収集・提供

(2) 「INDUST」の配付

(3) 「新聞切り抜きダイジェスト版」の発行、配付

3、研修事業

(1) 各種講習会等の実施

(2) 各種講習会等開催案内の送付

(3) 施設見学会の開催

4、相談指導事業

(1) 処理施設の設置・経営・融資・技術相談等のアドバイス、情報提供

(2) 排出事業者からの処理依頼に対して当該地区の会員紹介

(3) 許可申請に関する講習会・委託契約書・マニフェスト等に係る問合せに適宜対応

5、普及啓発事業

(1) 機関誌「循環あいち」の発行

(2) ホームページのリニューアル及び常時更新

- (3) 協会事業案内の配布
- (4) 産廃手帳の配布
- (5) 「2005NEW環境展名古屋」に出展

6、不法投棄防止活動

- (1) 不法投棄防止パトロールの実施
- (2) 不法投棄物撤去作業の実施

7、福利厚生事業

- (1) 中部産業廃棄物厚生年金基金理事会・代議員会への役員参加、意見具申
- (2) 自動車任意保険の加入促進
- (3) 生命共済グループ保険の加入促進
- (4) 親睦ボウリング大会
- (5) 親睦ゴルフ大会

8、支部活動

- (1) 正副支部長会議開催
- (2) 各支部の主な活動

〈名古屋支部〉

- ・施設見学会
- ・通常総会
- ・不法投棄防止キャンペーン
- ・万博見学会
- ・天白川清掃活動
- ・親睦ゴルフ大会

〈尾張西支部〉

- ・通常総会
- ・不法投棄防止パトロール
- ・地区別ブロック会議
- ・視察研修会
- ・忘年懇親会

〈尾張北支部〉

- ・通常総会
- ・親睦ゴルフ大会
- ・不法投棄防止パトロール

- ・施設見学会

- ・忘年会

〈尾張南支部〉

- ・通常総会
- ・不法投棄防止パトロール
- ・万博見学会
- ・親睦ゴルフ大会
- ・法令講習会
- ・役員忘年会
- ・施設見学会

〈西三河支部〉

- ・通常総会
- ・不法投棄防止キャンペーン
- ・親睦ゴルフ大会
- ・視察研修旅行

〈東三河支部〉

- ・通常総会
- ・行政懇談会
- ・不法投棄防止パトロール
- ・万博見学会
- ・7月例会
- ・9月例会
- ・親睦ゴルフ大会
- ・不法投棄物撤去作業
- ・新年交礼会

9、表彰事業

- (1) 愛産協会長表彰
- (2) 全産連会長表彰

10、関係行政機関・団体等の施策への協力

- (1) 関係行政機関との連携
 - ① 県・市行政と愛産協との懇談会開催
 - ② 中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催
- (2) (社)全国産業廃棄物連合会との連携強化

①第4回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」への参加

②全産連の各種会議等へ積極的に参加

③全産連 中部地域協議会に参加

(3) (財) 暴力追放愛知県民会議との連携強化

(4) マニフェスト伝票の頒布

(平成17年度頒布実績)

産業廃棄物(直行用)	1,203,800
産業廃棄物(積替用)	58,900
建設系産業廃棄物	1,131,600
合 計	2,394,300

(5) (財) 日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会の協力

課 程 名	開催回数	受講者数
新規収集運搬	4	720
新規処分	1	142
新規特管収集運搬	1	256
新規特管処分	1	131
更新収集運搬	6	702
更新処分	1	158
特 責	8	1,202
合 計	22	3,311

平成17年度 収支決算書 (概要) 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

<収入の部>

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
入会金収入	900,000	1,050,000	150,000
会費収入	77,400,000	80,268,845	2,868,845
補助金等収入	25,600,000	29,647,686	4,047,686
事業収入	1,000,000	1,392,000	392,000
負担金収入	1,000,000	1,291,000	291,000
雑収入	1,000,000	398,714	△ 601,286
当期収入合計 (A)	106,900,000	114,048,245	7,148,245
前期繰越収支額	37,000,000	34,691,392	△ 2,308,608
収入合計 (B)	143,900,000	148,739,637	4,839,637

<支出の部>

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
事業費	81,650,000	63,723,487	17,926,513
管理費	53,100,000	46,873,275	6,226,725
協会運営安定積立金	5,000,000	5,000,000	0
予備費	4,150,000	0	4,150,000
当期支出合計 (C)	143,900,000	115,596,762	28,303,238
当期収支差額 (A-C)	△ 37,000,000	△ 1,548,517	△ 35,451,483
次期繰越収支差額 (B-C)	0	33,142,875	△ 33,142,875

平成18年度 (社)愛知県産業廃棄物協会会長表彰受賞者

総会終了後、平成18年度(社)愛知県産業廃棄物協会会長表彰が行われ、功労者3名、優良事業所3社、優良従事者13名が表彰され、近藤会長より表彰状と記念品が手渡され、会員より熱い拍手が送られました。



近藤会長と受賞した皆さん

[功 労 者]

西山 幸光 / 株式会社 西山商店
片山憲三郎 / 株式会社 金属資源開発商会
永井 学 / 株式会社 東伸サービス

[優良事業所]

株式会社 野間砂鋳業所
有限会社 生駒組
有限会社 和田建材

- 功 労 者：産業廃棄物処理業務に寄与し、本協会事業の推進に功績顕著な者。役員は、就任4年以上
- 優良事業所：産業廃棄物処理業者の規範となり、本県産業廃棄物処理事業に寄与した事業所
- 優良従事者：同一事業所に10年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となる者

[優良従事者]

北澤 正朗 / 昭和土木 株式会社
大矢 金昭 / 株式会社 リバイブ
西尾 一雄 / 大矢建設 株式会社
加藤 彦代 / 株式会社 海部清掃
岡田 行男 / 株式会社 オカダ
宮下 勝 / 三州土木 株式会社
加知 信慈 / 三幸土木 株式会社
瀬戸 雅也 / 協材碎石 株式会社
石原 俊介 / オオブユニティ 株式会社
河木 光正 / 河木興業 株式会社
田中 豊満 / 有限会社 生駒組
後藤比呂文 / 株式会社 カイテック
宮川 幹夫 / 壽鑛業 株式会社

議員、行政担当者、関係団体の代表者ら 多数の来賓の方が出席して懇親会開催



総会、愛産協会長表彰の後、会場を同ホテル7階大ホールに移し、午後5時から県議会議員、市議会議員、県・市廃棄物行政担当者、関係諸団体の理事長・専務理事ら多数の来賓の方々を招いて盛大に懇親会が開かれました。

会場は昨年を上回る大勢の会員で埋まり、結束と組織の力強さを大いにアピールしました。

セレモニーでは、はじめに愛産協 近藤成章会長が挨拶を述べ、続いて来賓を代表して愛知県議会議員 直江弘文氏、名古屋市議会議員 佐橋典一氏、愛知県環境部部長 林清比古氏、名古屋市環境局事業部部長 斯波 薫氏から挨拶がありました。

挨拶の中で直江氏は「リサイクルの技術は愛産協会員の皆さんの取り組みもあって世界に誇れる産業

懇親会来賓者

(順不同・敬称略)

参議院議員	森元 恒雄	豊橋市環境部廃棄物対策課 課長	中神 幹雄
参議院議員 鈴木政二 秘書	長谷川達也	豊橋市環境部廃棄物対策課 課長補佐	大竹 英文
愛知県議会議員	直江 弘文	岡崎市環境部廃棄物対策課 課長	松田 藤則
愛知県議会議員	かとう 南	岡崎市環境部廃棄物対策課 主幹	加藤 芳郎
名古屋市議会議員	佐橋 典一	豊田市環境部廃棄物対策課 主幹	杉原 己一
愛知県環境部 部長	林 清比古	豊田市環境部廃棄物対策課 係長	近藤 理史
愛知県環境部資源循環推進監	山田 欣也	社団法人 岐阜県産業環境保全協会 専務理事	種田 昌史
愛知県環境部資源循環推進課 課長	安藤 均	社団法人 三重県産業廃棄物協会 専務理事	三林 三夫
愛知県環境部資源循環推進課 主幹	渡邊 修	愛知県中小企業団体中央会 総務部長	後藤 正宣
名古屋市環境局事業部 部長	斯波 薫	財団法人 愛知臨海環境整備センター 専務理事	森 康勝
名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課 課長 松尾 幸雄		愛知県衛生事業協同組合 専務理事	津志田征英
名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課 審査係長		名古屋市一般廃棄物事業協同組合 事務局長	浅野 健男
	鎗谷 恭一	税理士法人 シーエス総研 代表社員	菱田 裕之



愛知県議会議員
直江 弘文氏



名古屋市議員
佐橋 典一氏



参議院議員
森元 恒雄氏



愛知県環境部 部長
林 清比古氏



名古屋市環境局事業部
部長
斯波 薫氏

に成長、発展しています。特に愛知県は工業品輸出货量日本一でそれに合わせてリサイクルも日本一です。動脈も凄いが静脈も凄い。循環型社会形成を目指す愛知県では廃棄物は循環資源と位置付け、これまでの廃棄物対策課の名称を改め、資源循環推進課として新しい組織体制のもとで資源循環をリードしていきます。5月11日には“あいち資源循環推進センター”をオープンし、我が国を先導する資源循環社会の形成に必要なさまざまな事業支援を展開していきます」と産廃税の活用など環境への積極的な取り組みを述べました。

佐橋氏は昨年度名古屋市会議長と愛知万博協会副会長を努めた経験から「愛知万博を通して持続可能な循環型社会構築に向けたさまざまなプロジェクト、モデル事業に接する機会があり3Rの推進が市民にとって、世界にとって非常に大切な文化だと思いました。これからも愛産協の発展のために力を尽くしていきたい」と述べました。

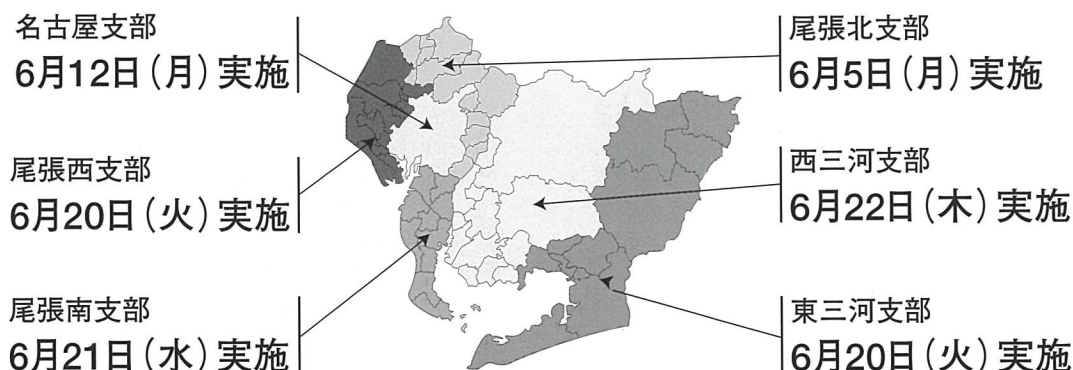
林環境部長は「セントレアの開港によって“元気なあいち、ものづくり愛知”を世界の拠点にしたい。また、愛知万博で培った先端技術のハード、エコマナーのソフト、ボランティアのハートを生かして豊かで快適な生活環境の持続を目指し、特にハード面では愛産協の環境に対する最先端の取り組みを応援していきたい。5月にオープンしたあいち資源循環推進センターは、産廃税を有効に活用し、産廃業界の発展と県民への情報窓口になればと思います」と環境行政の新しい動きを述べました。

斯波事業部長は名古屋市環境局局长 大井治夫氏の挨拶を代読しました。

挨拶のあと来賓の方々の紹介があり、佐橋名古屋市の乾杯の音頭で歓談のひとつときが始まりました。会の中ごろ参議院議員 森元恒雄氏が多忙の中を駆けつけ、産廃業界の為に尽力をつくしますとの挨拶がありました。打ち解けたひとつときと交流の輪を広げ午後7時に終了しました。



愛知県内6支部で総勢142名がパトロールに参加



毎年6月は環境月間。県内の各自治体や団体、企業などがごみ拾いや清掃活動、不法投棄撲滅のパトロール等が実施されました。昨年は愛・地球博が開催され、県民のリサイクルや環境への意識が大いに高まりました。

愛産協では、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の撲滅を目指して今年も県内6支部全域で不法投棄防止パトロールを実施し、環境保全の大切さを呼びかけました。

各支部では会員の情報や行政機関とも連携をとって、地域をきめ細かくパトロール。不法投棄、不適正処理の現場を見て回り、写真に撮り、調査報告書にまとめて協力を通して行政に報告。改善された現場や防止柵が設けられた現場もあり、パトロールの成果は上がってきているものの、一般ごみの不法投棄が目立ち、啓蒙活動の大切さを感じました。

パトロール集計結果

(件数)

支 部	実施日	参加者(人数)	不法投棄	不適正保管	野焼き	合 計
名 古 屋	6月12日	16名	マイクロバスにて名古屋市内を街宣活動			
尾 張 西	6月20日	48名	12(14)	3(5)	5(6)	20(25)
尾 張 北	6月 5日	28名	11(10)	0(6)	0(0)	11(16)
尾 張 南	6月21日	10名	6(2)	1(1)	0(0)	7(3)
西 三 河	6月22日	17名	岡崎・豊田地区をマイクロバスで巡回			
東 三 河	6月20日	23名	17(17)	0(6)	0(1)	17(24)
合 計	—	142名	46(43)	4(18)	5(7)	55(68)

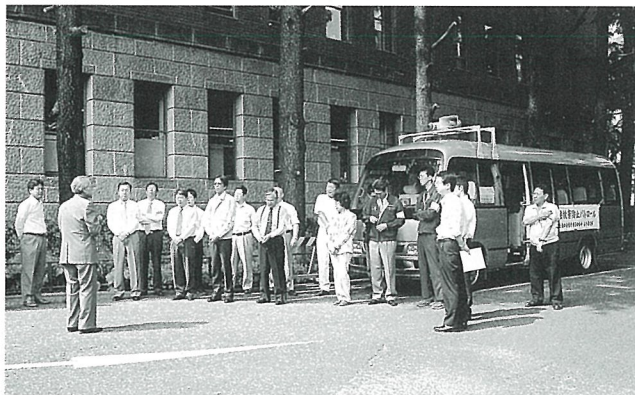
※()内は、平成17年度の実績

不法投棄防止

名古屋支部

市内を巡回し、不法投棄撲滅と環境保全の大切さを呼び掛け

6月12日(月)名古屋支部(川根 武支部長)の不法投棄防止パトロールが支部長、役員をはじめ16名が参加して実施されました。



名古屋市役所本庁舎前で出発式

参加者は午前8時50分に名古屋市役所北門に集合し、名古屋市環境局産業廃棄物指導課 松尾幸雄課長、鎗谷恭一審査係長ら職員の出迎えを受け、松尾課長からパトロールに向けた激励の挨拶がありました。

パトロールは昨年同様、マイクロバスを使用し、バスの両サイドに不法投棄防止の垂れ幕をつけて名古屋市内を巡回。市の産業廃棄物指導課の職員2名とうぐいす嬢も同乗し、“ごみの不法投棄はしない”“ごみの分別、マナー、ルールを守りましょう”と街ゆく人やドライバー、多くの市民の方に不法投棄撲滅を訴える啓蒙活動を展開しました。

市役所から南へ桜通りを右折し、オフィスビル群を通過、名古屋駅を一周。広小路通りを走り、再びオフィスビルやデパート、ホテルが建ち並ぶ中区栄の中心街を通り“ごみの不法投棄は犯罪です”“ごみは大切な資源です”“美しい名古屋、緑豊かな街を市民一人ひとりの力で守りましょう”とうぐいす嬢の優しい言葉でアピール。多くの市民の方が振り返り、手を振る人もいました。

パトロールは今池交差点を右折し、環状線を南へ。



住宅地域の吹上、御器所、高辻、新瑞を走り、ごみの分別、リサイクルを訴え、ビル工事や解体工事現場の付近では“不法投棄は絶対にやめましょう”“廃棄物は許可を持った業者に依頼し、適正処理を行って下さい”とアピール。作業現場でも手を振る作業者もいました。星崎、大江の南区の工業地域では幹線道路から狭い辻へも入り、中小の工場が密集した中也巡回して“廃棄物は貴重な資源です”と呼び掛けました。さらに船見町の引込線の線路に沿って、以前は放置自動車、廃家電品といった不法投棄の常習地でしたが、きれいに片付けられていました。ただ、草で覆われた中に布団、衣類、ビニール袋に入った生活ごみ等の引越しごみが不法投棄されていて残念でした。パトロールは大江から内田橋、六番町、金山駅へ。金山駅周辺でも不法投棄撲滅と6月の環境月間をアピールし、市民へ協力を呼び掛けました。

お昼頃市役所に戻り、市役所東庁舎会議室で松尾課長ら産業廃棄物指導課職員を交えて報告会を行い解散しました。



パトロールを終え、市役所東庁舎会議室で報告会を

尾張西支部

建設廃棄物の山が田んぼの中に点在

6月20日(火) 尾張西支部(新家義彦支部長)の不法投棄防止パトロールが行われました。

パトロールは津島地区(津島保健所集合)、一宮地区(一宮保健所集合)、北名古屋地区(師勝保健所集合)など6カ所に集合し、支部長、役員をはじめ48名がそれぞれの担当地域で午前9時30分から行われました。

師勝保健所に集合し、合併で北名古屋市になった西春、師勝地域を担当する班は新家支部長をはじめ10名が参加して車2台で出発。この地域は山がなく、田畑が広がる地区、国道22号線、東名阪自動車道の高架が走り、工場や倉庫が密集する地区とに分かれており、がれきを含む解体ごみ、建設廃棄物の山が田んぼの中に点在していました。

岩倉市を流れる五条川の広瀬橋付近の堤防脇に金属くず、スクラップ、廃プラスチック類、ホース、廃タイヤなどの廃棄物が野積みされていました。重機があり、業を営んでいる様子でしたが、堤防道路側は建設資材置場を思わせるフェンスがありましたが看板はなく、廃棄物は山になっていました。

春日町の田んぼの一角は廃プラスチック類、ミンチ解体によるがれきを含んだ建設廃材、粗大ごみが野積みされた現場で、囲いは粗末なものでフェンスは傾き、道路沿いにはブルーシートがかけられ、片側はフェンスをやぶって田んぼに倒れそうな状態でした。同様の建設廃棄物の山が田んぼの一角に点在し、国道沿いの小さな工場が立ち並ぶ地域にも家屋の解体ごみが山積みされ、一部焼却したあともありました。今日パトロールした中には数年前から報告している現場もそのままになっており、何のために報告書を出しているのか、無力感を感じる現場もありました。

パトロールは午前中で終え、各地区の班ごとにパトロールの結果について話し合いが行われ、支部長がまとめて事務局に報告されました。



師勝保健所に集合したパトロール参加者



廃棄物が不適正に保管された現場



田んぼに崩れ落ちそうな廃棄物の山



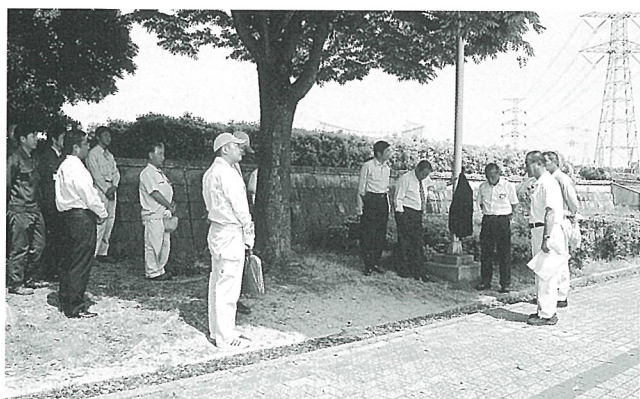
工場が立ち並ぶ地域に建築解体物の山、野焼きのあと

不法投棄防止

尾張北支部

広いエリアを地域ごとに班を編成し、総勢28名がパトロール

6月5日(月) 不法投棄防止パトロールのトップを切って尾張北支部(南村勝己支部長)の不法投棄防止パトロールが支部長、役員をはじめ28名が参加して実施されました。



春日井方面のパトロールは落合公園に集合

パトロールは広いエリアをきめ細かく行うため、豊明方面は豊明市役所に集合。瀬戸・日進方面は日進市役所に集合。春日井方面は落合公園に集合し、3つの地域でそれぞれに班を編成して車を使って巡回しました。

春日井方面は午前10時に落合公園に集合し、岩倉(1班)、春日井(2班)、犬山・小牧(1班)に分かれてパトロールを展開。

パトロールは午前中で終え、全員が春日井グリーンパレスへ集合、報告会が行われました。

報告会では、岩倉市の東名高速道路高架下の道路側溝に布団、ベビーカー、カップ麺の空容器、廃プラスチック類の引越しごみが不法投棄されていました。中央高速道路高架下の道路脇に木くず、空缶、生活雑貨用品等の一般ごみの不法投棄があり、放置自動車も数台発見しました。また、一宮市と江南市の市境界線辺りでは明らかに解体ごみの山が2カ所あり、そこには焼却施設もあり、いずれも住宅地で、廃棄物の山は民家の2階の高さを超え、庭先まで迫



行き場のない引越し廃棄物が



民家に迫る過剰? 違法? 廃棄物の山

り、火災や大雨など災害時には非常に危険な現場がありました、などの報告がありました。

日進方面では廃タイヤやベニヤ板等の廃材の不法投棄があり、また団地内に改造車の放置など5件の不法投棄、不適正保管の報告がありました。



住宅街の一角に建設廃棄物が保管? 放置?

豊明方面は不法投棄らしい現場はなく、昨年報告した東名高速道路高架下の道路脇のごみは取り除かれきれいになっていました。

パトロールの結果は調査報告書にまとめ、現場写真と地図を添えて支部長に提出し解散しました。

尾張南支部

あとを絶たない一般ごみの不法投棄 マナー向上には啓蒙活動の徹底が大切

6月21日（水）尾張南支部（金田英和支部長）の不法投棄防止パトロールが支部長、役員をはじめ10名が参加して実施されました。

パトロールは東海市、大府市、知多市、半田市、常滑市と阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の5市5町のエリアを9班に分かれて午前9時から行われ、それぞれの会員が熟知する地域を午前中かけて車で巡回しました。

尾張南地域は平坦な地形で、山間部や河川も少なく、以前から大規模な不法投棄現場の発生が少ない地域です。今回のパトロールでも一般ごみの不法投棄が大半でした。

パトロールを終えた会員は午前11時30分に半田勤労福祉会館に集合し、報告会が行われました。各班のパトロール結果が説明され、不法投棄、不適正保管の内容を調査報告書にまとめ、現場写真、地図と合わせて支部長に提出しました。



半田勤労福祉会館で報告会が行われました

報告会では、阿久比町役場付近で放置自動車3台、テレビ、洗濯機等の廃家電品類の不法投棄現場がありました。昨年のパトロールで報告した阿久比町中学校北東の畳の大量の野積み現場は、草が生い茂りそのまま放置されていました。美浜町奥田地内の空地にクーラー、テレビ、冷蔵庫等廃家電品の散乱現



放置自動車と廃家電品が不法投棄



空地に生活用品の処分らしき廃家電品等が散乱



放置自動車の中はごみで一杯

場ありました。東海市新宝緑地内に生活ごみが車内に詰込まれた放置自動車が、知多市八幡鎌ヶ谷地内に廃家電品、自転車、生活ごみが不法投棄されていた、など5件の廃棄物の不法投棄が報告されました。

また、大府市の環境美化委託事業で、オオブユニティ（株）は専任スタッフ2名を派遣し、週3日、市内を巡回し、不法投棄されたごみの回収を行う、行政と一体となった街の環境美化への取り組みが報告されました。

不法投棄防止

西三河支部

岡崎地域では市内を巡回し、啓蒙活動 豊田地域は大雨の中、清掃活動

6月22日(木) 西三河支部(石川信夫支部長)の不法投棄防止パトロールが支部長、役員をはじめ17名が参加して実施されました。



岡崎地域はバスでの啓蒙活動

パトロールはマイクロバスを使用し、不法投棄防止の垂れ幕をつけて、午前中は岡崎市、西尾市、安城市、刈谷市を中心とした地域を、午後は豊田市を中心とした地域の2班に分かれて行われました。

岡崎市を中心とした班は、午前9時30分ウェルサンピア岡崎に支部長ら10名が集合。マイクロバスに乗り込み、岡崎市内、西尾市内、刈谷市内、安城市内の駅前や中心街、住宅地を巡回し、大手工場のある工業地域では車やトラックが行き交う幹線道路を走り、市民やドライバーに不法投棄防止の啓蒙活動を展開しました。



啓蒙活動については、事前に愛知県、岡崎市と話し合い、この地域で不法投棄の案件がない事から市民への啓蒙活動が主体となりました。約2時間、広いエリアを巡回し、出発地のウェルサンピア岡崎に戻り、同施設内で反省会が行われました。

豊田市を中心とした地域は午後1時、豊田市役所西庁舎に三宅 学副支部長ら7名が集合し、豊田市環



豊田市役所にて宇井専門監の激励を受ける参加者

境部専門監(兼)廃棄物対策課 宇井英二課長の挨拶の後、市からの要請で道路脇に散乱しているポイ捨てごみを収集する清掃活動を行いました。

現場は、豊田市と合併した旧藤岡町の西広工業団地沿いで、植樹祭が行われた昭和の森入口までの道路脇約1kmの両側を清掃、藤岡支所職員も合流して行われました。朝からの曇り空が午後からは大雨になり合羽を着て、傘をさしての清掃活動になりました。



道路脇には車からポイ捨てされた空缶、ペットボトル、コンビニ弁当のふた、紙パックなどが点在し、そのひとつひとつを拾い、空缶、廃プラスチック類、可燃ごみに分けて収集。作業は1時間30分

ずぶ濡れになって道路両脇を清掃

ほどで終わりましたが、雨と風の悪天候の中、ずぶ濡れになっての清掃作業でした。作業を見てスピードを緩める車もありマナー向上の啓蒙に繋がったと思います。収集したごみは藤岡支所職員が用意した収集車でクリーンセンターへ搬入しました。

午後3時に西庁舎に戻り、豊田市環境部職員を交えて報告会が行われ解散しました。

東三河支部

新たな不法投棄は減少、海岸沿い、河川敷等には撤去作業の成果が表れる

東三河支部（小島 晃支部長）は、6月20日（火）支部長、役員をはじめ23名が参加して、不法投棄防止パトロールが実施されました。

パトロールは、豊橋市駐車場など4カ所に午前9時集合。6班11コースに分かれて、2名1組が車に乗って東三河全域のパトロールに向かいました。

豊橋市、田原市方面は3班、蒲郡市、新城市、豊川市方面は各1班に分かれ、海岸べりや海岸に降りる道路両脇の雑木林や沢、山間部の道路脇や旧道、農道沿い、昨年不法投棄のあった場所などをきめ細かく見て回りました。

昼にはパトロールを終え、全員が豊橋商工会議所に集まり、報告会を行いました。報告会には愛知県東三河事務所、豊橋市環境部廃棄物対策課職員も同席。各班長がパトロールの結果を報告及び不法投棄の現状、所在地、内容を説明し、デジカメで撮った現場写真をパソコンでデータ処理して報告書をまとめました。

不法投棄の現場は豊橋市内で6件、いずれも生活ごみでした。蒲郡、西浦方面では山間部に木くず、建設資材置場に穴を掘って産廃らしきものを不法投棄。解体残さの山など3件の報告がありました。新城、設楽方面では愛知県新城設楽事務所で事前に情報を入手し、新城市四ツ谷町の四ツ谷トンネル付近で崖下の沢に向かって10～20mにわたって一般ごみ



いつの間にかごみ捨て場…



表面のごみの下に農薬用ビニールが穴の中に

が不法投棄されていました。豊川方面ではスピーカー、アンプ等のオーディオ類、引越しごみが散乱し、ブルーシートに包まれた産廃らしき不法投棄物もありました。全体として一般ごみの不法投棄が目立ち、産廃は少なくなった印象でした。また、廃自動車、廃家電品もほとんど見あたりませんでした。豊橋市では当日に全国市長会で決まった廃棄物不法投棄撲滅パトロールを実施し、環境部職員らがパトロールを行いました。



豊橋市駐車場に集合した支部長ら参加者



パトロールの結果はパソコンに入力し、報告書作成

最終処分場維持管理積立金制度の 対象事業者拡大について

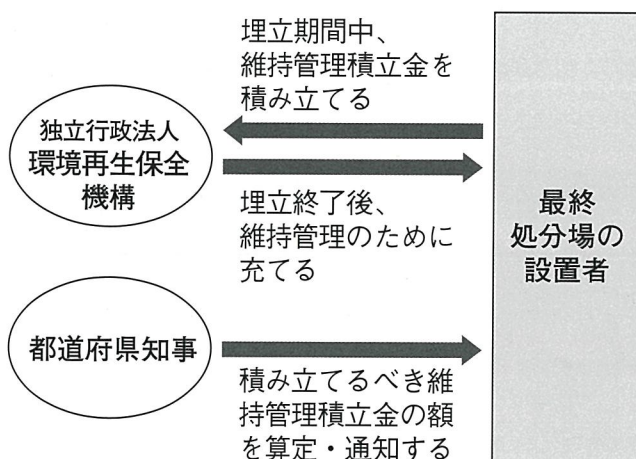
1 制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければならない。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じている。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこととされたものである。

2 制度の概要

最終処分場の設置者は、埋立処分終了後にその適正な維持管理に必要となる費用を、あらかじめ埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立ておくことを義務付ける制度である。

当該設置者は、当該最終処分場の埋立処分が終了した時に維持管理積立金を取り戻すことができ、機構は設置者が積立金を全額取り戻すまでの間、積立金を管理する。



3 対象処分場

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改

正する法律（平成17年法律第42号、以下「改正法」という。）により、維持管理積立金制度の対象処分場が拡大された（平成18年4月1日施行）。

①特定一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置するもの（法施行規則第4条の8）

②特定産業廃棄物最終処分場

安定型又は管理型の産業廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置するもの（法施行規則第12条の7の4）

4 改正内容

(1) 算定基準の見直し

ア 積立額の算定基準について、埋立期間を基準とした現行の算定基準に加えて埋立数量を基準にした算定基準を導入した。

イ 最終処分業者が、当該年度の収益状況をかんがみ、維持管理に必要とする総費用を前倒しで積み立てることを可能とする。

(2) 改正法による平成10年6月17日より前に設置された管理型最終処分場及び平成17年4月1日より前に設置された安定型最終処分場の維持管理積立金の算定基準に係る特例を創設した。

ア 実際に最終処分場を設置してから埋立終了までの期間で積み立てるべき額（現行の算定基準によって算定される維持管理積立金の総額）を算出し、それをその埋立期間で除した額に、平成18年4月1日から埋立終了までの期間を積する額を積み立てなければならない維持管理積立金の総額とした算定基準。

イ 平成18年4月1日から埋立終了までの期間で積み立てなければならない維持管理積立金の総額を、環境大臣が別に定める額

(埋立処分の終了後の2年間の、①浸出液処理設備の維持管理に必要な費用の額、②水質検査に係る費用の額の合計額)とした場合の算定基準。

上記のア、イで算出された額のうち大きい額とする。

なお、アの算定基準については、埋立数量に基づく算定基準を用いることも可能とする。

- (3) 従来、特定災害防止準備金を積み立てていた最終処分業者に対する特定災害防止準備金の契約満了までの経過措置を創設した。

<適用時期>

適用年月日		H10.6.17	H17.4.1	H18.4.1
一般廃棄物最終処分場		新		既
産業廃棄物最終処分場	管理型	新		既
	安定型		新	既

5 維持管理費用算定の概念

維持管理費用の総額は、埋立終了から廃止までの期間の処分場の維持管理にかかる以下の費用となる。

維持管理費用の総額＝埋立終了時費用＋埋立終了後から廃止までの期間中の費用＋廃止時費用

ただし、埋立終了後から廃止までの期間中の費用＝(単年あたりに要する費用)×(埋立終了後から廃止までの年数※)

または Σ (各年に要する費用)

※以下、「維持管理年数」

また、浸出液処理施設の維持管理費用、水質測定に要する費用等で、下表に掲げる項目を参考に積算する。

覆土
法面保護工
植栽
浸出液処理設備の維持管理
雨水排水工敷設
火災の発生防止
設備の点検
公共の水域及び地下水の水質測定
施設撤去

6 今後のスケジュール

7月4日、10日

県・政令市による改正法に係る合同事業者説明会の開催。

(名古屋市内、豊橋市内の2か所)

8月末

18年度上半期分の埋立処分量の報告及び維持管理に必要な費用の額、算定基礎等についての報告を依頼。

(報告期限10月31日)

11～12月 個別事業者ヒアリングの開催。

12月31日 県・政令市から最終処分事業者への維持管理積立金額の通知期限。

2月28日 最終処分事業者が独立行政法人環境再生保全機構への維持管理積立金を積み立てる期限。

豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定について

豊橋市では、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などを地域住民にいち早く公開し、産業廃棄物処理施設の設置に係る関係住民と事業者の間で発生するおそれのある紛争を未然に防ぎ、また、紛争が起こった際には、市が両者のあっせんを図ることを目的として、「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定し、7月1日に施行しました。

条例のあらまし

1. 対象となる施設（産業廃棄物処理施設）

- 産業廃棄物を処分する施設
- 産業廃棄物の収集運搬業者が設置する積替え・保管施設（積替え・保管施設）

2. 対象となる行為（産業廃棄物処理施設の設置）

- 産業廃棄物処理施設の新たな設置
- 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（15条施設）に係る許可を必要とする変更（処理能力の10%以上の減少変更は除く。）
- 15条施設以外の産業廃棄物を処分する施設に係る以下の変更
 - ◇処分の事業範囲の変更
 - ◇処理能力の10%以上の増加変更
 - ◇施設の設置場所の変更
- 積替え・保管施設に係る以下の変更
 - ◇収集運搬の事業範囲の変更
 - ◇積替え・保管場所の面積の10%以上の増加変更
 - ◇積替え・保管場所の変更
- その他周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

3. 事業者が行わなければならないこと

産業廃棄物処理施設の設置をしようとする事業者は、廃棄物処理法等に基づく許可申請を市へ提出する前又は工事の着手前に、次の手続を行わなければならない。

- ①施設の事業計画書、環境保全対策書を市に提出
- ②特に環境への配慮が必要な場合には、遵守誓約書を市に提出
- ③説明会などにより事業計画書等の内容の住民への周知
- ④住民から提出された意見書に対する見解書を市に提出
- ⑤見解書の内容の住民への周知 など

4. 市が果たす役割

市は、産業廃棄物処理施設の設置に伴う関係住民と事業者の間で発生するおそれのある紛争を予防し、調整を行うため次の業務を行う。

- ①事業計画書等に基づいて、関係地域を設定
- ②事業計画書等の住民への告示・縦覧
- ③公平な立場で、関係住民と事業者の意見を調整
- ④必要に応じ、関係住民と事業者との環境保全協定締結への助言

- ⑤合意が得られない場合は、当事者からの申請に基づくあっせんの実施
- ⑥あっせんに関する専門家からの意見聴取
- ⑦条例に違反した事業者に対する勧告・公表など

5. 関係住民のできること

- ①告示・縦覧により産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等をいち早く知ること
- ②説明会等で事業者から直接、計画に関する説明を聞くこと
- ③環境の保全上の見地から、市へ意見書を提出すること
- ④市にあっせんの申請をすること
- ⑤事業者と環境保全協定を結ぶときに、市の助言を受けること など

◎条例の適用を受けない施設

- 産業廃棄物を排出する事業者が、その産業廃棄物を自ら処理する産業廃棄物処理施設で、その産業廃棄物を排出する工場や事業場敷地内に設置する産業廃棄物処理施設（焼却施設、PCB処理施設、最終処分場は除く。）
- 移動式の産業廃棄物処理施設（一定の場所で継続使用する場合は除く。）

◎告示・縦覧を必要とする施設

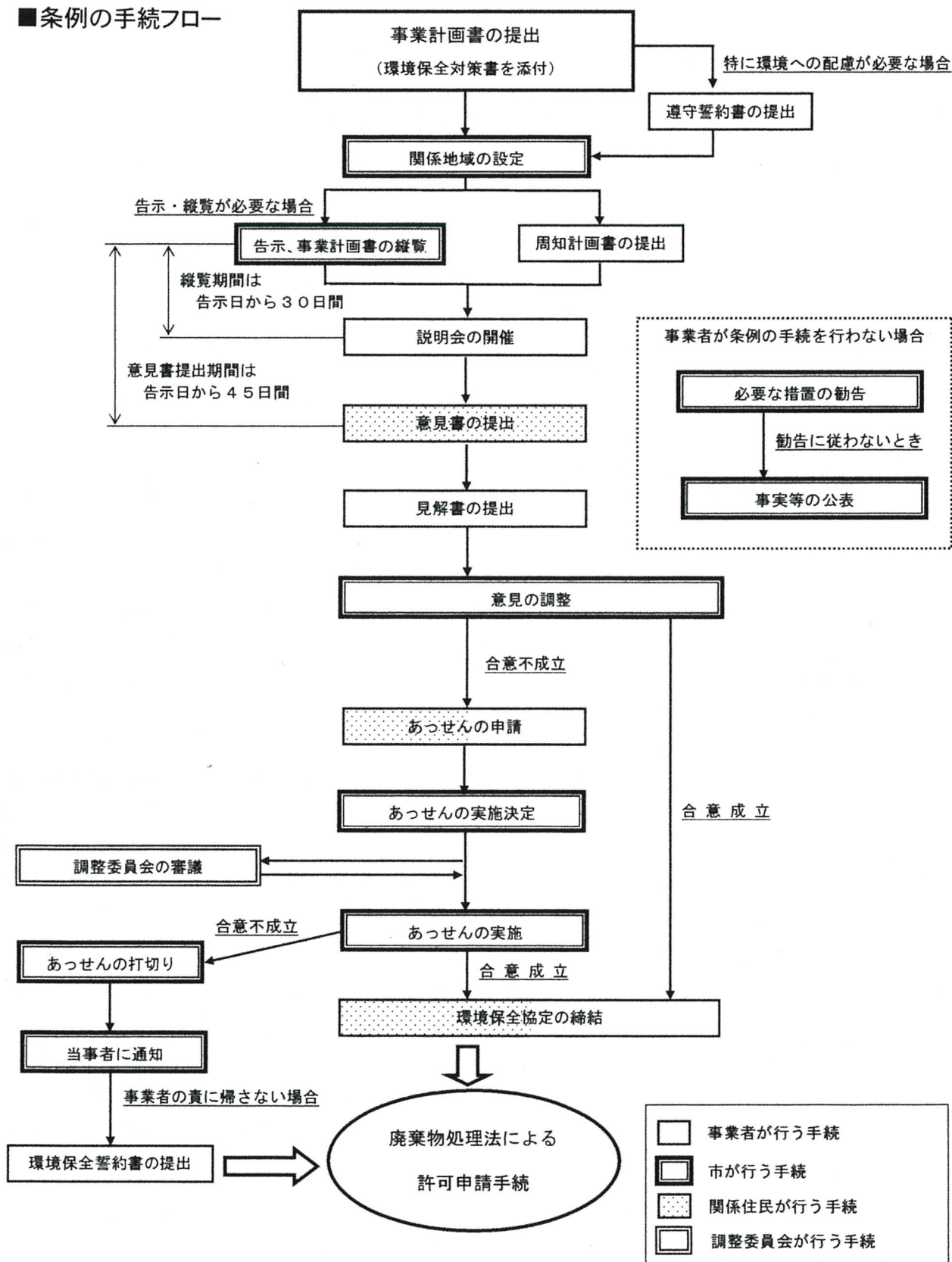
- 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（15条施設）
- 15条施設以外の産業廃棄物を処分する施設のうち以下のもの
 - ◇1時間当たりの処理能力が150kg以上の焼却施設
 - ◇1日当たりの処理能力が5tを超えるガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの破碎施設
 - ◇発酵施設、堆肥化施設又は熱分解施設
 - ◇特別管理産業廃棄物の処理施設
- 積替え・保管施設のうち、屋外で選別行為を行う施設

《問合せ先》 豊橋市環境部廃棄物対策課

電話：0532-51-2406 FAX：0532-56-0566

E-mail：haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

■ 条例の手続フロー



「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の概要

豊田市では、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律、豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例、豊田市廃棄物適正処理指導要綱等に基づき、廃棄物行政を推進してきました。

近年、不法投棄や過剰保管の問題、施設設置時の地域紛争問題等、廃棄物行政を取り巻く状況は年々厳しくなっています。

こうした問題を解決するため「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」を制定し、今年10月1日から施行します。新条例の概要は、以下のとおりです。

1 産業廃棄物を処理委託する排出事業者の確認等

- ・排出事業者は、委託事業者が産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認することが必要です。
- ・産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託した排出事業者は、適正な処理を確保するため、処理の状況を定期的に確認することが必要です。
- ・産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託した排出事業者は、委託に係る産業廃棄物について不適正処理が行われたことを知ったときは、適正に処理されるよう必要な措置を講じ、不適正処理の状況及び講じた措置の内容を報告することが必要です。等

2 県外産業廃棄物搬入の届出等

- ・県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物を処分するため、自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとする排出事業者は、搬入しようとする産業廃棄物の種類、数量等の事前の届出が必要です。
- ・届出があった場合において、不適正な処理

が行われるおそれがあると認めるときは、排出事業者に対し、市内への搬入の中止等必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- ・県外産業廃棄物の搬入の届出を行った排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の県外産業廃棄物の搬入の実績報告が必要で
す。等

3 夜間・早朝の産業廃棄物の搬出入の制限（新規）

排出事業者が、当該事業活動を行う事業場以外の場所において自ら産業廃棄物の積替え若しくは保管、中間処理又は最終処分を行う場合にあっては、排出事業者は、午後9時から翌日の午前6時までの時間帯の、搬入又は搬出は原則禁止です。

4 特定産業廃棄物の保管に関する届出（新規）

- ・特定産業廃棄物（※1）を屋外（面積100㎡以上の土地）にて保管しようとする者（※2）は、事前に届出が必要です。
- ・届出をした者は、見やすい場所に保管場所である旨の表示をすることが必要です。等

※1 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物（建設廃棄物）、廃タイヤをいいます。

※2 産業廃棄物処理業者の方は除きます。

5 一定規模以上の建設工事における処理計画書の提出（新規）

- ・大規模建設工事（※）の受注者は、工事に係る産業廃棄物の発生量、最終処分量等に関する事前の予測並びに予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の産業廃棄物処理計画を提出することが必要です。
- ・処理計画を提出した者は、建設工事が完了したときは、処理状況を提出することが必要です。等

※ 建築物の解体工事であって、当該建築物の床面積が1,000平方メートル以上の工事をいいます。

6 小規模産業廃棄物焼却施設の届出等（新規）

- ・新たに小規模産業廃棄物焼却施設（※）を設置する場合は、事前に届出が必要です。
- ・設置しようとする者は、立地基準の遵守努力義務が発生し、設置している者は、構造基準の遵守、維持管理基準の遵守が必要です。
- ・設置・変更をしようとする場合に、関係地域の住民に対して周知義務が発生し、又、周知後でなければ、設置及び変更の実施ができません。（適用除外規定あり）
- ・設置している者は、技術上の業務を担当させる施設管理者を置くことが必要です。等

※ 1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの又は火格子面積若しくは火床面積が0.5平方メートル以上の焼却施設をいいます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる焼却施設は除く。）

7 小規模産業廃棄物破碎施設の届出等（新規）

- ・小規模産業廃棄物破碎施設（※）を設置する場合は、事前に届出が必要となります。
- ・設置しようとする者は、立地基準・構造基準の遵守努力義務が発生し、設置している者は、維持管理基準の遵守が必要です。
- ・設置・変更をしようとする場合に、関係地域の住民に対して周知義務が発生し、又、周知後でなければ、設置及び変更の実施ができません。（適用除外規定あり）
- ・既に小規模産業廃棄物破碎施設を設置している場合は、平成18年10月1日から30日以内に届出が必要になります。等

※ 設置許可規模未満の破碎施設（排出事業者が自己の工場又は事業場における生産施設から発生する産業廃棄物のみを再生利用するために当該生産施設に組み込んだ破碎施設を除きます。）をいいます。

8 小規模処理施設の設置の届出等（新規）

- ・産業廃棄物の収集運搬を業とする者、産業廃棄物再生利用業者又は排出事業者が設置する産業廃棄物の積替施設又は保管施設（※1）及び産業廃棄物の処分を業とする者、産業廃棄物再生利用業者又は排出事業

者が設置する産業廃棄物の処理施設で小規模産業廃棄物焼却施設、小規模産業廃棄物破碎施設、廃棄物処理施設以外のもの（※2）を設置する場合は、事前に届出が必要です。

- ・設置しようとする者は、立地に関する基準、構造に関する技術上の基準及び維持管理に関する基準を遵守するよう努める必要があります。
- ・既に小規模処理施設を設置している場合は、平成18年10月1日から30日以内に届出が必要になります。等

※1 排出事業者が産業廃棄物を処理するために自ら設置する施設であって、当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置するものは除きます。

※2 排出事業者が産業廃棄物を自ら処理するために設置する焼却施設、排出事業者が自己の工場又は事業場における生産施設から発生する産業廃棄物のみを再生利用し、又は熱回収するために当該生産施設に組み込んだ処理施設等は除きます。

9 廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整

平成13年9月1日施行の「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の内容を包含しています。概要については以下のとおりです。

- ・廃棄物処理施設を設置しようとする事業者は、事業計画の概要及び環境保全対策書を提出し、関係地域の住民に対し、周知する

ための説明会を開催することが必要です。

- ・廃棄物処理施設を設置しようとする事業者は、関係住民から提出された意見書に対する見解書を提出し、関係住民にも周知することが必要です。
- ・廃棄物処理施設を設置しようとする事業者又は関係住民は、紛争が生じたときは、市長にあっせんの申請をすることができます。等

10 優良事業者の表彰制度（新規）

市長の許可を有する産業廃棄物処理業者が、過去5年間に市の指導、勧告等を受けていない場合、又、過去5年間に法等による処分を受けていないなどの条件を満たしている場合に、優良事業者として表彰することができ、市の掲示場及びホームページで名称等を公表します。

※今後も説明会、豊田市の広報及びホームページ等で市条例を周知してまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。また、不明な点がありましたら豊田市環境部廃棄物対策課までお尋ねください。

TEL 0565-34-6710（直通）

NEWS

6月の環境月間に合わせて

中部エコライフ・フェア2006開催

主催／環境省中部地方環境事務所

毎年6月は環境月間で、6月5日の「環境の日」を中心に全国でさまざまなイベントが行われ、環境に対する取り組みが紹介されています。そのイベントのひとつとして6月6日(火)～8日(木)の3日間、朝10時から夕方7時まで名古屋市中区栄のオアシス21「銀河の広場」で中部エコライフ・フェア2006が新しく開設された環境省中部地方環境事務所(名古屋市中区錦346 第一生命ビル4階)主催で行われました。

会場となったオアシス21はオフィスビル、ショッピングプロムナードが並ぶ名古屋栄の中心地。ビジネスマンやOL、営業マン、学生、ショッピングを楽しむ人など大勢の人々が往来し、開催時間が夕方7時までとあって、帰宅途中に立ち寄る人も沢山いました。昨年は同じ場所で(社)全産連青年部会中部ブロック協議会が担当して全国大会が開催されました。出展者のうち環境省中部地方環境事務所をはじめ、中部経済産業局、中部運輸局、中部地方整備局、中部森林管理局、第四管区海上保安本部など国の行政機関や愛知県をはじめ中部地方の各県も環境への取り組みをアピール。名古屋市は地元の環境への取り組みをパネルやエコ商品、電気自動車等を展示して紹介。また、藤前干潟を守る会やEXPOエコマネーセンター、愛産協会員でメンバーになっているあいち菜の花活用促進協議会、コミュニティ・ユース・バンク、伊勢・三河湾流域ネットワークなど



の自然や環境保護に取り組むNPO、NGOも日々の活動をパネルや写真、パンフレット等で紹介。中部電力、東邦ガス、名古屋鉄道、JR東海、中日本高速道路など地元中部の有力企業も自社の環境への取り組みを紹介するなど42の機関、団体が参加しました。持続可能な社会の発展に向けた行政、自治体、企業、市民団体が同じ方向に向かって進んでいる事が分かる貴重なイベントでした。

6日午前10時、オープニングセレモニーでは主催者を代表して環境省中部地方環境事務所 上原裕雄所長が「このイベントが市民一人一人に環境への意識と取り組みのきっかけになれば」と挨拶し、つづいて小池百合子環境大臣のビデオメッセージがあり、3日間のイベントをスタート。



上原所長の開会挨拶



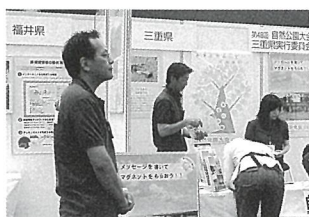
小池大臣のビデオメッセージ



市内の幼稚園・保育園児による歌やダンスが披露



国や自治体のブースでは環境への取り組みを紹介



ステージでは市内の幼稚園・保育園の園児による“みんなでへらそうCO₂”の可愛い歌や振り付けのアトラクションや鎮守の森の話、安全な食品の話、間伐材の話や環境、自然をテーマに活動しているグループのライブ演奏など環境を身近な問題とし



環境に取り組む各地のグループが活動を紹介



てアピールしたさまざまなプログラムが連日披露されました。モリゾー・キッコロも登場して会場を回り、出演した幼児や父兄の方々をはじめ、居合わせた人たちに大気気で会場を盛り上げました。

当協会も出展。常駐者を置き、コの字のブース壁面にパネルを展示して事業内容や適正処理に努める活動を紹介。事業案内パンフレットを配布し産業廃棄物に対する啓蒙に努めました。



地元有力企業も出展



愛産協のブースでは活動を紹介



モリゾー、キッコロも登場

PCB廃棄物の収集運搬実務者講習会報告

国と地方自治体で推進するPCB廃棄物の適正処理に関し、PCBの収集運搬業に従事する人を対象にした「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」が6月27日（火）静岡県葵区のもくせい会館会議場で開催され、東海地方各県からPCB廃棄物の収集運搬に従事する作業員143名が受講しました。

講習は午前10時から行われ、PCB廃棄物に関する収集運搬の関係法規、処理事業の内容、性状及び取扱い、事故時や緊急時の対応などについて講義が行われ、これらに関する知識、技能を習得しました。

■実施機関

（財）日本産業廃棄物処理振興センター

■講習会の目的

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集運搬業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の13号第二号ロの規定により、「当該業務に直接従事する者は、当該廃PCB等の性状に関し特に注意すべき事項などの十分に知識及び技能を有すること」が定められています。この講習会は、これらに関する知識及び技能を習得していただくことを目的としております。

■受講対象者

「PCB廃棄物豊田事業」に係る、PCB廃棄物の収集運搬に従事する方

(社) 全国産業廃棄物連合会 第22回通常総会開催

(社) 全国産業廃棄物連合会 (國仲賢吉会長) の第22回通常総会が6月16日(金) 明治記念館(東京都港区)で、全国の協会関係者等が集まり開催されました。当協会からは近藤成章会長、中嶋久夫・増田昇



副会長、須本康夫専務理事、中野弘常務理事、受賞者の方々計13名が出席しました。

議案は全会一致で承認され、続いて平成18年度全産連会長表彰式が行われ、当協会から地方優良事業所3社、地方優良従事者6名が受賞しました。

総会のあと、同会館内で政府関係者ら大勢を招いて盛大に懇親会が行われました。

平成18年度 (社) 全産連会長表彰

■地方優良事業所

株式会社 エイゼン

中部保全 株式会社

有限会社 リサイクリング産業

■地方優良従事者

井上 洋一 / 株式会社 ダイセキ

鶴山 圭一 / 株式会社 星野産商

谷元 一司 / 大和エンタープライズ 株式会社

山口 初男 / 久栄運輸 株式会社

近藤 順一 / 近藤商事土木 株式会社

阪本 隆志 / 成和环境 株式会社

中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」 合同会議報告

中部四県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)の産業廃棄物協会で構成する(社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会と環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル課等20機関、団体から42名が出席して、産業廃棄物不法処理の現状や問題点について話し合う中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が(社)愛知県産業廃棄物協会の担当で、5月10日(木)午後1時30分から名古屋市中区

のホテルグランコート名古屋で開催されました。

合同会議では環境省中部地方環境事務所から中部地域の不法処理の現状と環境保全対策や取り組みについて説明があり、続いて中部四県の県・市行政機関から不法処理の現状、防止活動の状況等が報告され、情報交換の場では不法処理防止対策の今後の取り組みなどについて意見が交わされました。



改正道路交通法で6月1日より 駐車違反の取締りが強化されました

駐車違反の取締りにはこれまで多くの警察官と時間がかかりましたが、6月1日より道路交通法の一部改正で民間の駐車監視員の導入などにより、駐車時間の長短に係わらず確認標章（ステッカー）が貼られた段階で違反になるなど駐車違反の取締りが強化されました。宅配のトラックや産業廃棄物の収集運搬車両についても例外ではありません。民間の駐車監視員が活動する地域は、地域住民の意見や要望を踏まえて策定・公表されたガイドラインの最重要路線・地域で、全国270署管内で一斉に導入されました。東海3県で19署管内、名古屋市内では16署管内22路線・地域で実施。2人1組の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反を見つけ次第デジカメに撮り、端末に入力。確認標章（ステッカー）を車両に貼付けます。

駐車時間の長短は関係ありません。確認標章を貼られた車両は運転者が放置違反金を納付します。納付しない場合は車両の使用者に対して放置違反金と同額の反則金納付が命ぜられます。

さらに納付を繰り返し命ぜられた常習違反者には一定期間、車両の使用が制限されます。また、放置違反金を滞納して督促を受けても納付しない場合は車検手続ができなくなります。これまでの“逃げ得”はなくなります。

- 駐車監視員が確認作業に要する時間は5～8分位。
- 確認作業中に戻れば違反にはなりません。
- 最重点地域以外は警察官が取締りを行います。

※詳しくは愛知県警察のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/index.html>

■東海3県で駐車監視員が活動する最重点路線

※志賀橋から平安通2丁目の間は土、日曜を除く

警察署		路 線	重点時間帯
名古屋市内	千 種	県道名古屋長久手線（千種橋～打越）	8～21時
	東	国道19号線（久屋東～小川町）	9～18時
	北	市道名古屋環状線（西ハサバ～東大曾根）	7～22時※
	西	市道弁天浄心線など（弁天通1丁目～天神山）	10～19時
		市道江川線（浅間町～那古野町1丁目）	9～18時
	中 村	県道名古屋津島線（太閤通3丁目～駅前ロータリー～桜橋）	9～18時
	中	市道久屋大通（久屋橋～矢場久屋）	9～22時
		市道錦通（錦橋～錦通久屋東）	9～22時
		県道名古屋長久手線（納屋橋～千種橋）	9～22時
	昭 和	市道山王線（大清水ガード下～山中）	9～18時
		国道153号バイパス（安田通1丁目～山中）	9～18時
	瑞 穂	市道堀田高岳線（高辻～地下鉄堀田）	9～18時
	熱 田	市道大津町線（金山橋南東～伝馬町）	13～22時
	中 川	市道江川線（南八熊町～山王）	9～20時
	南	市道名古屋環状線（新瑞橋～前浜通）	7～20時
	港	市道江川線（七番町北～築地口）	13～22時
		国道154号（築地口～ガーデンふ頭入り口）	7～17時
	緑	県道東浦名古屋線（大高幼稚園前～大高町天神）	8～22時
	名 東	県道名古屋長久手線（打越～大久田東）	10～22時
		県道岩崎名古屋線（西山口～梅森坂）	10～22時
	天 白	市道平針71号線など（植田駅前～平針駅前）	9～18時
	守 山	国道363号（元補～晴丘）	9～18時
岐阜中	市道若宮町線など（若宮町2～9丁目）	終日	
津	最重点路線なし		
四日市南	市道西浦14号線（諏訪交番前～向陽ビル前）	10～22時	
	市道西町線（消防本部東～近鉄四日市駅前）	10～22時	

〔協会主催の新規事業〕 産業廃棄物処理に係わる「実務者研修会」開催について

産業廃棄物の取り扱いには厳しい法律の規定があります。しかしながら度重なる法改正や、法令等の解釈が複雑で、廃棄物処理に係わっているプロであっても難しいのが実状です。協会ではこうした点を踏まえ、適正処理の推進を一層はかるべく平成18年度の事業計画に実務者研修の実施を折り込み、排出事業者、処理業者の実務者を対象に、9月5日(火)に第1回となる「実務基礎コース研修会」を(社)愛産協主催で開催します。

講義の内容は産業廃棄物の基礎知識、委託契約、マニフェスト、帳簿に限って講義を行います。

■実務者研修会の概要

- (1) 日 時 平成18年9月5日(火) 10:00～16:30
- (2) 場 所 愛知県勤労会館2階 小ホール
- (3) 対象者 排出事業者並びに廃棄物処理業者の実務担当者(定員150名)
- (4) 受講料 5,000円/人(資料代他:全産連・振興センター研修資料、マニフェストマニ

ュアルCD)

(5)「実務研修会」プログラム

- 9:30～10:00 受付
- 10:00～10:05 開会挨拶
- 10:10～11:40 産業廃棄物処理の基礎知識について
- 12:40～13:40 産業廃棄物の委託処理と委託契約について
- 13:40～14:10 帳簿について
- 14:20～15:50 産業廃棄物管理票(マニフェスト)について
- 16:00～16:05 閉会の挨拶
- 16:05～16:30 「研修修了証」の授与

今回、「実務者研修会」の開催についてご案内のところ、多数の方よりご応募を頂き、早々に定員に到達致しました。今回、応募できなかった方につきましては、第2回「実務者研修会」を平成19年2月に開催する予定としております。詳細は別途ご案内します。

ひと口情報

外来語35語を言い換え(国語研が発表)

国立国語研究所は、なじみの薄い外来語を日本語に置き換える「言い換え語」の第4弾の最終発表として35語の言い換えを提案しました。今回の提案の35語の中で当業界でよく耳にする外来語についてピックアップしました。

コミュニケーションを円滑に図るためにも、言葉について、共通の認識を持つことが大切だと思います。

外 来 語	言い換え語
コージェネレーション	熱電供給
コンポスト	たい肥、生ごみたい肥化装置
デポジット	預かり金
バイオテクノロジー	生命工学
バイオマス	生物由来資源
ヒートアイランド	都市高温化
リターナブル	回収再利用
リデュース	ごみ発生抑制
リユース	再使用

名古屋支部

名古屋支部総会開催



川根支部長

名古屋支部（川根 武支部長）の総会が6月9日（金）午前9時から名古屋市中区金山の札幌かに本家金山店4階会議ホールで会員55名が参加して開催されました。

はじめに川根支部長が挨拶。続いて議長に川根支部長を選出して議案の審議に入りました。

- 第一号議案 平成17年度事業報告
- 第二号議案 平成17年度決算報告及び余剰金処理案
- 第三号議案 平成18年度事業計画（案）
- 第四号議案 平成18年度収支予算計画（案）

議案は全て原案通り、全員の拍手を持って承認され、総会を終了しました。



鎗谷審査係長

総会のあと同ホールで名古屋市環境局産業廃棄物指導課審査係長鎗谷恭一氏による「廃掃法改正に伴う欠格要件の内容について」と題する講演会が行われました。

■平成18年度事業計画

小泉政権もあと数カ月となりました。力強いリーダーシップと、ある意味では理に適った頑固さで景気も回復、順調に最後の総仕上げに取り組んでいるかの様です。さて後継者は誰？後を受けた人は変人を超えた奇人でないとやって行けないとも…どうなりますか…。

さて、我々の業界は未だに「不法……」「不法……」と振り回されている様ではお先真っ暗。

こちらに変人か奇人が出現し「不法……」を「一刀両断にバツサリとやっつけられないとなんともならないですね。

このような厳しい環境下、支部として役割を正確

に担うと共に、協会の取り組む課題にも積極的に参画、業界の社会的地位向上を目指して下記事業を展開しようと思っております。

1、組織拡充事業

(1) 協会事業への参画

協会事業の円滑な推進を支援するため、協会において決定された事項の実施。

功労者、優良事業所及び従事者の推薦等及び会員への周知徹底。会員加入促進等。

2、研究研修事業

- (1) 講演会・研修会・施設見学会等の開催（施設見学18年6月16日（株）RAC関西及び（株）GE最新のリサイクルプラントの見学を実施）
法令の周知、処理技術の普及啓発、労働交通安全の意識向上を図るため、適時開催する。
（総会時→研修会18年6月9日）

3、親睦・交流事業

- (1) 会員相互及び行政機関との情報交換を始め、親睦・交流を図るための事業の開催。（総会時→懇親食事会18年6月9日）
- (2) 第4回親睦ゴルフ大会を開催（10月予定）
今年も計画しております。財政改革の成果もあって前は景品の補助を出す事が出来ました。今回も予算計上してあります。多くの方の参加をお待ちしております。

4、普及啓発事業

- (1) 産業廃棄物不適正処理防止活動
行政が実施する各種施策等に積極的に協力するとともに、支部としても不法投棄防止パトロール（18年6月12日）等実施していく。
- (2) 行政、各種団体との協賛事業
行政及び各種団体が実施する事業等に積極的に参加し、地域住民の理解と社会的地位の向上に努める。
①過去6回行ってきた天白老人クラブの皆さんと合同での河川敷清掃活動を18年度も継続して行う。（18年9月20日予定）

名古屋支部

大阪府エコタウンにある循環型社会を先導する2つのモデル施設を見学

名古屋支部（川根 武支部長）の施設見学会が6月16日（金）支部会員30名が参加して行われました。参加者は早朝8時に名古屋市民会館前に集合。観光バス1台に乗り込み、建設系混合廃棄物のリサイクルに取り組む大阪府エコタウンにある（株）GE（堺市西区築港新町1T5-38）と（株）RAC関西（堺市西区築港新町4T2-3）のリサイクル社会の構築を先導する2つのモデル施設を見学に向けて出発しました。

両社は（社）全国産業廃棄物連合会、大阪府産業廃棄物協会会長を務める國中賢吉氏が代表取締役の会社で、資源循環型社会の構築に向けて国の補助を受けたモデル施設として平成15、16年に建設されたものです。

途中、昼食休憩をしたあと午後1時に最初の見学地（株）GE堺臨海総合リサイクルセンターに到着。このセンターは産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、感染性産業廃棄物を受け入れ、破碎、選別を行うマテリアルリサイクル棟、焼却熱で発電を行うサーマルリサイクル棟、汚泥の脱水・乾燥棟、総合管理棟が広い敷地（19,168m²）の中にリサイクルシステムとして整備され、リサイクル率80%を実現。國中環



境グループ、大榮環境グループで収集した廃棄物を集約し、リサイクルするGE資源循環サービスネットワークの核となるセンターです。

次に（株）RAC関西を訪れ、建設系混合廃棄物の基準処理能力500 t/日。高度選別による再資源化率95%以上を目標に徹底したリサイクルに取り組む工場を見学しました。同施設は敷地面積24,013m²を横一面にを使ってヤード選別・手選別・機械選別ライン①・②を設備し、最新設備を導入。11の工程を経て、純度の高いリサイクル資源を生産しています。この施設は関西2府、4県（大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）でつくる関西環境保全事業協同組合企業が集約した廃棄物のリサイクルの効率化と高品質化に向けて建設されたものです。同施設には行政機関や中国などからも見学者が訪れ、注目を浴びています。今後はさらにリサイクル率向上のためのデータ収集、選別クオリティの向上を図り、資源循環のマーケティング、営業力の強化にも取り組んでいくとのことでした。



1日の日程という事でハードな施設見学会となり、午後10時頃名古屋に戻り解散しました。

尾張西支部

尾張西支部総会開催



尾張西支部（新家義彦支部長）の総会が5月12日（金）午後6時から稲沢市民会館（稲沢市正明寺）で会員43名（委任状含む）が出席して開催されました。

総会は三根健一委員の司会で行われ、開会の辞の後新家支部長が挨拶を述べ「我々の業界には他の業態にない欠格要件という厳しい法律が出来ました。

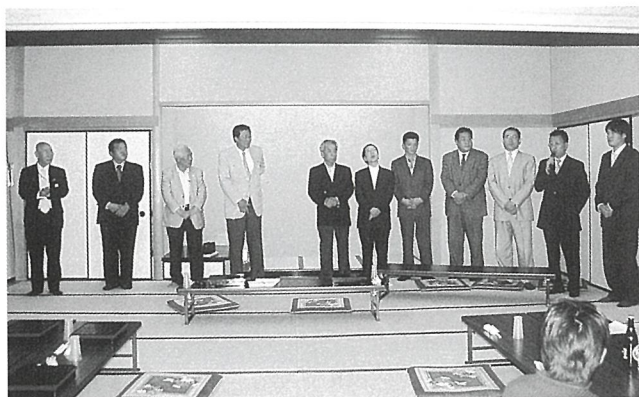


新家支部長

企業の発展、存続に関わる重要な法律です。十分に勉強され、法令遵守の徹底を図って下さい」と呼びかけました。

続いて議長に同支部長を選出し、議案審議に入りました。

- 第一号議案 平成17年度事業報告
- 第二号議案 平成17年度収支会計報告
- 第三号議案 平成18年度事業計画案



●第四号議案 平成18年度収支予算案

議案は原案通り、全員の拍手を持って承認されました。

報告事項では、役員交替により新役員の加藤慎史（（株）海部清掃）とあわせて全役員が紹介され、閉会しました。



久米課長



岡本課長

続いて来賓として愛知県尾張事務所 久米茂行廃棄物対策課長、愛知県海部事務所 岡本正孝環境保全課長から挨拶がありました。挨拶の中で尾張管内の8件のフェロシルト撤去計画の見直しや津島市内での2件の不法投棄事案について説明があり、一部の悪質業者の不祥事が業界や社会に与える悪影響は重大で、地域住民との健全な関係を築いていく上で大きな障害になります。適正処理はもちろんのこと、不法投棄防止パトロールや排出事業所への啓蒙活動も重要です、と述べました。

同会場で懇親会が開かれ、名刺交換を行うなど和やかなひとときの中で親睦を深めました。

■平成18年度事業計画

- 5月12日 第1回運営役員会（支部総会について）
支部総会
- 6月 6日 第2回運営役員会
（支部総会報告、不法投棄防止キャンペーン）
- 6月 9日 （社）愛産協総会
- 6月20日 不法投棄防止キャンペーン（支部内パトロール）
- 8月 第3回運営委員会
（地区別ブロック会議実施について）
- 9月 地区別ブロック会議（各地区で実施）
- 10月4日 第4回運営委員会（法令講習会について）
- 11月 法令講習会
- 11月7日 第5回運営委員会（忘年懇親会について）
- 12月 忘年懇親会
- 平成19年1月 （社）愛産協新年交礼会
- 3月27日 第6回運営委員会（支部総会について）

尾張北支部

尾張北支部総会開催

尾張北支部（南村勝己支部長）の総会が5月10日（水）午後5時30分からグリーンパレス春日井（春日井市東野町）で会員57名（委任状含む）が出席して開催されました。

総会は森 竜也氏の司会で行われ、開会の辞の後、南村支部長が挨拶し、続いて議長に同支部長が選出され、議案審議に入りました。

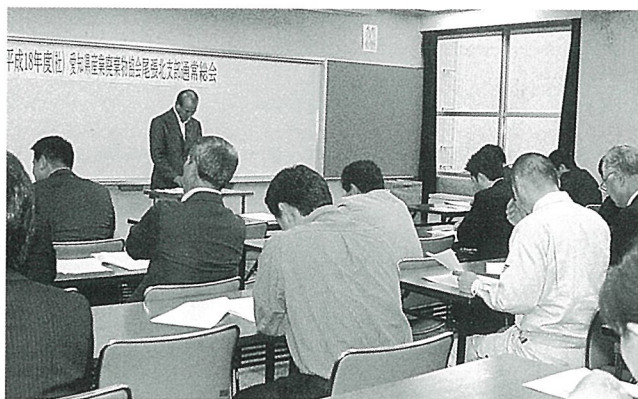


南村支部長

- 第一号議案 平成17年度事業報告承認について
 - 第二号議案 平成17年度収支決算報告承認について
 - 第三号議案 平成18年度事業計画(案)承認について
 - 第四号議案 平成18年度収支予算(案)承認について
- 議案は原案通り、全員の拍手を持って承認されました。

閉会の辞で金田辰雄副支部長に代わって金田英治氏が、総会への出席者が年々多くなり、関心が高くなってきたことは非常に喜ばしいことで、業界の発展のためにも良い方向だと思います、と述べ、総会を終了しました。

続いて同施設内で懇親会が開かれ、昼間行われた親睦ゴルフ大会の表彰もあり、会場に楽しい話題を添えました。



■平成18年度事業計画

1、会員加入の促進

支部内の未加入処理業者・排出業者に対し加入を呼びかけ、業界の社会的地位、及び知識の向上を図る。

2、研修事業

企業の経営の向上及び産業廃棄物の適正処理に関する技術向上を図るため、各講習会・研修会・見学会等を開催する。

3、不法投棄防止と実態調査

不法投棄防止パトロールを実施し、実態を調査し関係行政機関と情報交換を行い、指導を受け対処する。

パトロール：平成18年6月5日（月）午前10時～13時

4、役員会と支部総会

役員会を随時開催し、役員相互の情報交換・協会より情報伝達を行い、支部総会を年1回行う。

5、忘年会開催について

会員相互の親睦を図るため、忘年会を年1回12月に行う。

6、隣接支部との情報交換会開催について

隣接支部と合同部会議を開き、情報交換し、研修及び親睦を図る。

尾張北支部

親睦ゴルフ大会

5月10日（水）尾張北支部（南村勝己支部長）の会員15名が参加して親睦ゴルフ大会が春日井カントリークラブ（春日井市西尾町）で行われました。

当日は雨の心配もなく（プレー後から雨）気持ちよいコンディションの中でプレーを楽しみ親睦を図りました。

競技はダブルペリア方式で行ない、優勝は竹内良一氏（名環サービス（株））、準優勝は宮崎秀夫氏（王春工業（株））でした。表彰は午後6時からの総会後の懇親会場で行われました。

上位成績表

順位	氏名〔会社名〕	グロス	ハンデ	ネット
優勝	竹内 良一 〔名環サービス (株)〕	89	14.4	74.6
準優勝	宮崎 秀夫 〔王春工業 (株)〕	83	7.2	75.8
3位	野倉 功 〔ミノキン (株)〕	93	16.8	76.2
4位	木下 力哉 〔三幸土木 (株)〕	85	7.2	77.8
5位	大沢 正美 〔(株)大草建設〕	102	22.8	79.2

尾張南支部

尾張南支部総会開催

尾張南支部（金田英和支部長）の総会が5月16日（火）午後3時から半田勤労福祉会館（半田市東洋町）第一会議室で会員38名（委任状含む）が出席して開催されました。



金田支部長

総会は永田喜裕委員の司会で行われ、開会の辞の後、金田支部長が挨拶。続いて議長に都筑武満氏を選任し議案の審議に入りました。

- 第一号議案 平成17年度事業報告承認について
 - 第二号議案 平成17年度収支決算報告承認について
 - 第三号議案 平成18年度事業計画(案)承認について
 - 第四号議案 平成18年度収支予算(案)承認について
- 議案は原案通り、全員の拍手を持って承認されました。

閉会の辞の後、(社)愛産協須本康夫専務理事が挨拶し、優良化制度への登録がほとんど進展してしない現状や、法改正に伴って排出事業者の講習会申し込みが急増し、追加講習会を組んだこと。マニフェスト購入者が一般企業、役所、学校関係など多岐に渡り増えて

いること。また、欠格要件の不合理的な点を踏まえて、協会全体で取り組む姿勢を強調。さらに5月10日（水）に開かれた中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議について報告があり、産業廃棄物を取りまく環境の変化を述べました。

総会終了後、同施設内で懇親会が開かれました。

■平成18年度事業計画

■総論

昨年は、中部国際空港の開港、愛知万博の開催といった一大事業が、愛知県において実施され大変賑やかな1年でありました。特に愛知万博は「環境万博」といわれゴミのリサイクル、環境負荷の低減など、将来の環境対策への情報発信がされました。また、本年度は景気回復が呼ばれ、ムードは非常に良くなっていますが、我々の業界は、相次ぐ法改正、規制強化など世間のムードとは逆行するような、厳しい対応に迫られています。

このような現状に対応するために、私達は会員相互の連携と協調を図り、資源循環型社会の構築をになう一員として勉強していなければなりません。会員の皆様のご指導ご協力を本年も宜しくお願いします。

■重点活動事項

(1) 適正処理秩序確立活動の実施

各行政及び協会との連携を密にし、情報交換を始め諸施策の支部会員への徹底を図り、適正処理秩序確立活動を推進する。

(2) 会員相互交流活動の実施

支部会員相互並びに他支部との情報交換を始め、親睦・交流・協力関係を深めるための活動を実施



する。

(3) 労働環境の整備向上活動の実施

安全と健康を確保し、ゆとりある生活を維持できる労働環境の向上に資する活動を実施する。

(4) 再資源化について情報提供等支援活動の実施

資源の有効活動・地球環境保護の見地から、廃棄物の再資源化に係わる情報提供等支援活動を実施する。

(5) 関係団体、各種行事への積極的参加活動の実施

関係団体・行政の実施行事等への参加或いは支部協賛を実施し、行事への積極的な参加活動を実施する。

(6) 研修事業

会員の知識向上を図るため行政指導・法令講習会・見学会等を開催する。

西三河支部

西三河支部総会開催

西三河支部（石川信夫支部長）の総会が5月28日（月）午後3時から岡崎市内のウエルサンピア岡崎（岡崎市渡町）で会員80名（委任状含む）が出席して開催されました。

総会は山本雅樹副支部長の司会で行われ、はじめに石川支部長が挨拶。「昨年実施した北海道苫小牧のリサイクル発電所の施設見学会や法令勉強会などでは、多くの会員の方が参加し、新しい処理技術の



吸収や法令改正などの情報の収集に役立ち、さらに会員の親睦も大いに深めることができました。本年度もこうした機会を設け、会員同士の交流と支部の結束に繋がる企画を実施したい」と述べ、大勢の参加を呼びかけました。来賓として（社）愛産協須本康夫専務理事が出席し、挨拶を述べました。



石川支部長

続いて議長に石川支部長を選出し、議案の審議に入りました。

●第一号議案 平成17年度事業報告に関する件

●第二号議案 平成17年度収支決算報告に関する件

●第三号議案 平成18年度事業計画（案）に関する件

●第四号議案 平成18年度収支予算（案）に関する件

●第五号議案 退会に伴う役員変更に関する件

議案は原案通り、全員の拍手を持って承認されました。第五号議案は（株）三浦組退会に伴い新役員に森 延博氏（モリ環境衛生センター（株））を選任し、承認され、総会を終了しました。

その後同会場で講演会が行われ、講師に中小企業診断士 金原義彦氏を招いて『「経理的基礎』ってなあ～に…？』のテーマで決算書の見方とその改善策について分かりやすい説明で講演がありました。金原氏は、産業廃棄物処理業者の現状に触れ、地域



金原氏

住民の安心と満足を得るには、①経営本体の信頼性 ②技術・設備の信頼性 ③利益の配分を柱に地域と共生を図ることが大切だと強調されました。そのためには損益計算書であり、貸借対照表の仕組みと関係を知ることが必要で、損益計算書は会社の家計簿で、貸借対照表には自己資本と他人資本があること。自己資本比率、経常利益はこの2つの表から知ることができ、重要な書類です。産業廃棄物処理業界の自己資本比率の基準は23.2%で、20～30%が良好とされています。経常利益の平均は4.9%です。安全性、収益性を考えて会社の財務内容を強化することが大切です、と述べられ、1時間30分にわた

って分かりやすく説明があり、数字に慣れ親しむことで数字がいろいろ教えてくれるとのアドバイスがありました。

講演後、午後5時から同施設内で懇親会が開かれ、金原氏も加わり、質問や相談に気さくに応じて頂き、親睦と交流を深めました。



■平成18年度事業計画

昨年は愛知県において中部国際空港の開港及び、環境万博とも言われた「愛・地球博」が開催され、循環型社会の形成がもっとも重要だということを全世界に対し発信され、盛況のうちに幕を下ろすことが出来ました。

さて、私たち産業廃棄物業界を見ますと、昨年はリサイクル認定製品フェロシルトによる環境汚染問題とアスベストによる健康障害に対する責任の所在、また最終処分場が逼迫している中、飛散性・非飛散性アスベストを適正に処理して行く事が、私たち処理業者に与えられた課題であるように思います。

このような状況下において、私たち処理業者は、「地域に必要とされる企業を目指す」を合言葉に、地域住民とのかかわりの中において、地域住民から信頼を得るための方策を会員の会員の皆様とともに考え、実践することにより、真に地域に必要とされる企業として地域社会の発展のため貢献していきたいと思うところであります。

本年度、愛知県産業廃棄物協会西三河支部事業計画を下記の通り定め、展開してまいります。

1、産業廃棄物の適正処理の推進にあたり、6月の環

境月間に不法投棄パトロールを、西三河地域内で実施する。

- 2、愛知県下における新規最終処分場の確保に向けて、信頼される産業廃棄物処理業者になること。
- 3、産業廃棄物の適正処理に関する認識を深めるため、法令勉強会等の開催、処理施設への見学会を実施する。
- 4、支部会員の親睦を深めるため、親睦ゴルフ大会やボウリング大会等を開催する。
- 5、役員会及び各委員会を定期的に開催し、会員が全員参加できる支部行事を考える。
- 6、支部会員全社が参加できる不法投棄防止の啓蒙活動を考える。

東三河支部

東三河支部総会開催

東三河支部（小島 晃支部長）の総会が4月12日（金）午後4時30分から豊橋駅前の豊橋グランドホテルで会員59名（委任状含む）が出席して開催されました。

総会には来賓として豊橋市議会議長 原 基修氏、豊橋市環境部長 尾川克也氏、同廃棄物対策課長 中神幹雄氏、愛知県東三河事務所環境保全課長 中島国輔氏、同主幹 神谷眞治氏、愛知県新城設楽事務所環境保全課長 原田文男氏、（社）愛産協専務理事 須本康夫氏が出席。審議終了後挨拶がありました。



令1件（業の停止）、
立入検査504件あ
ったこと、監視カ
メラの設置につい
ても説明がありま
した。質疑応答の



時間も設けられ午後5時に終了。一般事業者の受付
は同市環境部廃棄物対策課が行い、資料と一緒に愛
産協の事業案内パンフレットも配付されました。

東三河支部

親睦ゴルフ大会で交流の輪を

東三河支部（小島 晃支部長）の会員17名が参加し
て、4月7日（金）伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部（田
原市伊良湖町）で親睦ゴルフ大会が開かれました。

午前9時、5パーティに分かれてアウトスタート。

プレーはダブルペリア方式で行われ、当日は天候に
恵まれ、親睦を通して楽しく交流の輪を広げました。

優勝は鬼頭秀幸氏（（有）リサイクリング産業）、準
優勝は次山直樹氏（（株）カイトック）でした。

上位成績表

順位	氏名〔会社名〕	グロス	ハンデ	ネット
優勝	鬼頭 秀幸 〔（有）リサイクリング産業〕	93	18	75
準優勝	次山 直樹 〔（株）カイトック〕	98	22.8	75.2
3位	井上 泰宏 〔パワーシステムサービス（株）〕	90	14.4	75.6
4位	村田 雄一 〔（有）村田建材〕	96	20.4	75.6
5位	長崎 正敏 〔（株）トヨジン〕	87	10.8	76.2

※同スコアの場合は年齢上位者が上

尾張南支部会員だより

大府市では週3回、専任スタッフが 市内を巡回し、街の環境美化に 取り組んでいます

街の環境美化を推進する大府市は、市民から寄
せられるごみの不法投棄の苦情や職員からの情報
をもとに、週3回、専任スタッフが市内を巡回し、
不法投棄ごみの回収、撤去、パトロールを行う独
自の活動を展開しています。



山口課長

“迅速に行動” “すぐ実行する”
の市民協働部環境課 山口茂勝課
長は「当初は国の緊急地域雇用
特例措置で街の環境美化事業を
申請。平成12年度にスタートしま
した。3年の時限措置が終わった

平成16年以降は大府市独自の環境美化委託事業と
して実施し、市民からの評判もよく、今後も継続
していきます」と話されました。

この事業の委託を受けた事業者は専任スタッフ2
名を採用し、週3回午前9時より午後5時まで専用ト
ラックで市内を巡回し、回収したごみは東部知多
クリーンセンターへ、家電リサイクル法の廃家電
は一時市役所に保管し、回収業者に渡します。

大府駅周辺や市役所に向かう舗道や路肩には吸
殻のポイ捨てがなく市民のマナーのよさを実感し
ました。大府市は健康都市づくりを環境面でも力
を入れて、努力していることを感じました。



開設から2ヵ月経った あいち資源循環推進センター を訪ねました

“環境先進県”づくり

を進める愛知県は、環境政策

を重要な柱に掲げ、今までの廃棄物対策課の名称を資源循環推進課に改称し、産廃・一廃を含め、廃棄物は資源という県民の方にも分かりやすい新しい名称になりました。

5月11日に産学行政が連携して循環型社会の構築を目指す協働接点「あいち資源循環推進センター」が県庁西庁舎1階に開設され、我が国を先導する環境ビジネスの創出、事業の支援を行います。



取材に応じていただいた創出コーディネーターの金野さん

開設から2ヵ月経過した同センターの環境部資源循環推進課循環グループの内藤宏孝主査を訪ね、循環ビジネス創出コーディネーターの金野正幸氏にお話を伺いました。金野氏は、民間企業で先端技術の研究開発の経験を積んだOBで（財）名古屋産業科学研究所に所属し、同センターの3名の創出コーディネーターの一人です。

「このセンターは、循環ビジネスの事業化実現に向けた事業の採算性やマーケティング、コンサルティングなどさまざまな相談、助言を通して支援していきます。メーカーには排出者責任という重い責務があり、3Rの取り組みは年々加速しています。大学の研究機関との連携や企業間の仲介などを行っています。特に愛知県は“ものづくりあいち”です

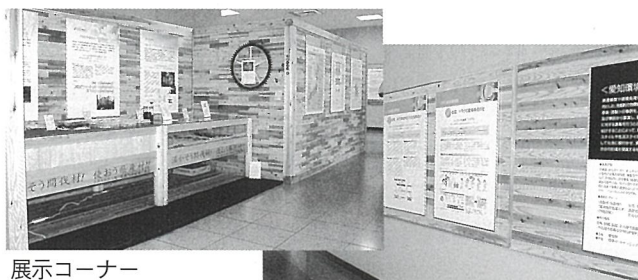
から、中小さまざまな企業

が技術を競い合い、新しい物が

生まれる広いフィールドがあり、循環ビジネスのソフト、ハードの可能性がたくさんあります」と語られました。

同センターは事業支援のほか、資源循環情報システムを立ち上げ、県内の資源の消費、廃棄の状況を統計的に把握できる物質フロー（物の流れ）解析、廃棄物の排出状況やリサイクル技術の所在地、実施状況、排出事業者とリサイクル業者との情報交換、企業の資源循環の成功事例、NPOの活動情報、行政による施策など、インターネットを通じて情報提供しています。

通路をはさんで展示コーナーが設けられ、あいちの資源循環の状況や世界最高水準のリサイクルが分かりやすくパネルで紹介されているほか、各企業が先端技術で事業化した6つのエコタウン施設もパネルやリサイクル商品を展示して紹介しています。エコタウン施設では当協会の名古屋港木材倉庫（株）の開発した木質系廃棄物の一括処理施設、が生産品陳列と合わせて紹介。愛知環境賞のコーナーでは（株）テクノ中部他5社の提携による一般可燃ごみの炭化物製造リサイクル事業が紹介されていました。あいちエコタウンプランや、愛知万博で話題となった木質100%プラスチック「モックチック」で作られた“千年時計の園車”の製造施設の紹介と展示がありました。展示コーナーは県民に解放され、いつでも自由に見学することができます。



展示コーナー



第20回 通常総会開催

青年部会（梅谷岳志会長）の第20回通常総会が4月18日（火）午後4時30分から名古屋駅前の舞鶴館会議室で会員47名（委任状含む）が出席して開催されました。

総会は、去る1月20日に開かれた平成17年度臨時総会において決まった平成18年度新役員で行われました。

最初に梅谷会長が挨拶があり、続いて東 賢一副会長を議長に選出し、議案の審議に入りました。

●第一号議案 平成17年度事業報告、貸借対照表収支計算書及び剰余金処理案について

●第二号議案 平成18年度事業計画案及び予算案について

第一号議案は、総務運営委員会、交流委員会、視察・研修委員会の各委員長が平成17年度の事業報告を、総括監事が役員会報告を、会計が収支報告を述べ、議案は全員の拍手をもって承認されました。

第二号議案の平成18年度事業計画案は、梅谷会長が読み上げ、昨年開催した全国大会の成功を受けての実績と団結力を踏まえ、本年で20周年を迎える青年部会の新しい節目に向けてさらなる発展を期すことを表明しました。それを受けて各委員長が運営方針を説明し、合わせて事業予算計画書案の説明も行い、議案は原案通り、全員の拍手を持って承認されました。閉会の辞の後、7名の新規加入者の紹介と退会者の報告がありました。

続いて午後6時から同施設会場で懇親会が開かれ、近藤成章愛産協会長も出席する中、青年部会発足20周年に向けて活発な交流が行われました。



平成18年度 事業計画

昨年度、愛知県では中部国際空港の開港やEXPO2005「愛・地球博」の開催があり大変活気のある年でした。我々青年部会は、（社）全国産業廃棄物連合会青年部協議会中部ブロックの一員として全国大会の運営に携わり、充実した活動を行いました。しかし、廃棄物に関わる出来事として不法投棄・不適正処理の事例など明るい話題は少なく、また環境破壊・地球温暖化による異常気象など生活環境悪化の問題など不安な話題は後を絶ちません。

こうした背景の中、我々青年部会は設立から本年度で20年を迎えます。設立当初より会員数も増え、全国の青年部会とも交流が図れる仕組みも整い、廃棄物協会の中でも青年部会の存在は大きくなり、次代の業界を担う人材としてより大きく期待されています。

そこで今年度の委員会活動としまして総務運営委員会は、20周年事業を企画し、過去を見つめなおしながら明るい未来を考え青年部会活動をさらに活性化させます。交流委員会は、会員相互の懇親を担当し会員相互の情報交換がよりスムーズに行える環境を作り、部会員の結束を固めます。視察・研修委員会は、環境産業に携わる我々が将来に渡り環境問題にどう関わっていくのかを、先進の海外の事例にも目を向け学べる企画をします。

我々環境産業に携わる者として、また業界の担い手としての自覚を持ち青年部会を運営し、廃棄物業界並びに廃棄物協会を継続的に発展させるよう寄与いたします。



■新規加入者

石川 太一／（有）アイミ
永井 弘児／永一産商（株）
長田 孝守／（株）長田金属
金海慶太郎／（有）ビソー環境

竹内 貴紹／三州建設（株）
長崎 雅人／長崎特殊工（株）
佐藤 正嗣／豊栄運輸（株）

中部ブロック協議会 第4回 通常総会開催

中部四県（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）の青年部協議会で構成する中部ブロック協議会（上杉圭司ブロック長／三重県青年部会長）の第4回通常総会が4月27日（木）午後3時30分から名古屋市中区の名古屋ガーデンパレスホテルで各県の青年部会長など120名（委任状含む）が出席して開催されました。

開会の辞の後、上杉ブロック長が挨拶。「昨年7月に名古屋で開催した青年部協議会全国大会は大成功を収め、中部ブロックの結束力、チームワークを全国の青年部会の皆さんにアピールできました。本年はこの実績の上にさらに中部の特色を生かし、中部ブロックの存在感を大いに発揮していきたい」と新年度に向けて意欲を述べました。続いて議長に木村順一副ブロック長（岐阜県青年部会長）を選出し、議案の審議に入りました。



上杉ブロック長

- 第一号議案 平成17年度事業報告並びに決算承認の件
- 第二号議案 役員改選の件
- 第三号議案 平成18年度事業計画案及び予算案承認の件

第一号議案、第三号議案は原案通り、全員の拍手を持って承認され、第二号議案の役員改選の件は全員留任で承認され、総会を終了しました。閉会の辞のあと全国青年部協議会の第7回通常総会、10月に札幌で開催される全国大会の日程等のインフォメーションがありました。

総会終了後、同会場で5月に施行された「新会社法」について、廣瀬司法書士事務所所長 廣瀬好男氏を講師に招いて勉強会が行われ、会社の設立に伴う資本金や手続き等が大幅に緩和され、スピードアップし、簡単に会社が作れるようになったこと。有限会社も株式会社も同等になり株式会社一本化になったこと。（た



廣瀬氏



だし現在の有限会社は特例有限会社として存続可能）資本金の額より事業の内容そのものが重要であること。同一名称でも所在地が異なればOK。取締役の任期が10年と大幅に拡張されたことなどさまざまな規制が緩和された新会社法の要点について講議を受けました。さらに同氏はこれからの会社経営には定款が重要になるので、年に一度は目を通し、変更や修正があれば即座に対応しておくなど次世代になる経営者には大変に参考になる講演会でした。

続いて同ホテル会場で懇親会が開かれ、各県の青年部会の交流が活発に行われ、親睦を深めました。

■平成18年度事業計画

昨年は、中部ブロック主管のもと開催された、（社）全国産業廃棄物連合会青年部協議会全国大会は大成功を収め、内外関係者から高い評価を戴きました。我々の熱い思い、強固な結束力無しでは成し得なかった事は言うまでもありませんが、あの思い、結束力を継続発展させることが重要です。

そこで、本年度は各会員、各企業の更なる発展の為、様々な交流、情報交換の場を提供したいと考えております。事業成功に向けての結束とはまた違ったものが生まれることでしょう。

- 1、全国産業廃棄物連合会青年部協議会の事業活動の積極的参加、支援。
- 2、中部ブロック協議会会員の資質向上や事業発展に資する事業。
- 3、各ブロック、各県部会員との交流。
- 4、その他、本協議会の目的を達成する為に必要な事業。

お知らせ

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会
第7回通常総会

7月28日（金）於：兵庫県神戸市

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会全国大会
10月20日（金）於：北海道札幌市

企業訪問 循環型最前線レポート

福田三商(株)

古紙回収、年間50万トン 古紙商社のビッグブランドを築く

福田三商(株)



代表取締役社長／齋藤 武

■本社／〒441-8068 名古屋市南区千竈通2-14-1

■設立／昭和25年10月

■取得許可／収集運搬：愛知県・名古屋市・豊橋市・豊田市
中間処理（圧縮）：名古屋市

■業務内容／紙のリサイクル全般
再生紙の取り扱い
廃棄物の収集運搬と中間処理
古紙処理機械の販売

古紙は昔からごみでなく、資源でした

環境基本法が出来て、社会全体が循環型へ移行する中、それよりずっと以前から古紙の世界は既に循環システムができていて、貴重な資源でした。資料によると平安時代に経文を写した紙に再生紙がつかわれていたとか、町中の紙を集めて再生紙を作った…とか。鎌倉時代には武士の間ですき返し紙が普及したといわれます。江戸時代には古紙に限らず鍋や釜の修理を行う鋳掛け屋、下駄の歯入れ屋、ちょうちんの張り替え屋、鋳前の直し屋といったさまざまな職人が登場し、それを回収する傘の古骨拾い、灰買いといった業者も栄え、リサイクルは生活の智慧として定着し、江戸の街は今でいうゼロエミッションであったといえます。一般廃棄物か？産業廃棄物か？廃棄物処理法上での論議はありますが、古紙はそもそも循環資源で先人達の智慧のかたまり…。今も脈々と生きる古紙の現状をたずねて、この道のリーディングカンパニー福田三商(株)（名古屋市区千竈通2-14-1／齋藤 武 代表取締役社長）の、鈴木鉄雄顧問にお話を伺いました。



鈴木顧問

暮らしと一緒にあった 古紙の循環システム

「当社では、古紙を廃棄物とはいいません。ごみともいいません、創業時から古紙は貴重な循環資源の商品として扱っています。古紙は循環型社会構築のひとつの手本になると思います」とはっきり応えられました。

同社は3年前、名古屋駅近くにあった本社を国道1号線に面した便利な現在地に移転、敷地面積1,650m²の中に8階建ての本社ビルと隣接地に広いスペースの集積基地を整備し、ネットワークの充実を図りました。

古紙の集積基地である営業所は、愛知県内に11カ所、静岡県に浜松営業所、三重県に四日市営業所、川越営業所、岐阜県に岐阜営業所、羽島営業所、山

梨県に甲府営業所があり、どの営業所も最新の設備を導入し、収集、分別回収した新聞紙、雑誌、段ボール等を約1トンの大きさに圧縮し、再生資源を生産。その後、製紙メーカーに運ばれ、新たな紙が作られます。また、営業所は集積基地としての機能もあり、搬入車両のための広いスペースと古紙を荷下ろしするヤードも広く、手作業の分別も行われ、品質の向上に努めています。

営業所には自社で収集する古紙の他、他社から受け入れる古紙も多く、全体で年間約50万トンの古紙を回収、資源循環を行っています。

これについて鈴木顧問は「古紙の回収は、国内ばかりでなく現在はメーカーの生産拠点が海外へ移転した事もあり、家電製品等の梱包材として一緒に段ボール、紙なども輸入され、古紙になります。こうした状況を踏まえると全体で70%以上を回収しています。環境保全でいえば当社の年間50万トンだけでも毎年約1000万本の本を守っている事になり業界全体で日本の山を守っていることになります。(古紙1トンは直径14cm、高さ8mの木20本分に相当)」と古紙と環境の深いつながりを熱く語ってくれました。

同社の3階フロアにはこの事を裏付ける博物館“古紙の森”がありました。フロア全体を使い、古紙の歴史、古紙の作られ方、リサイクルの仕組み・現状



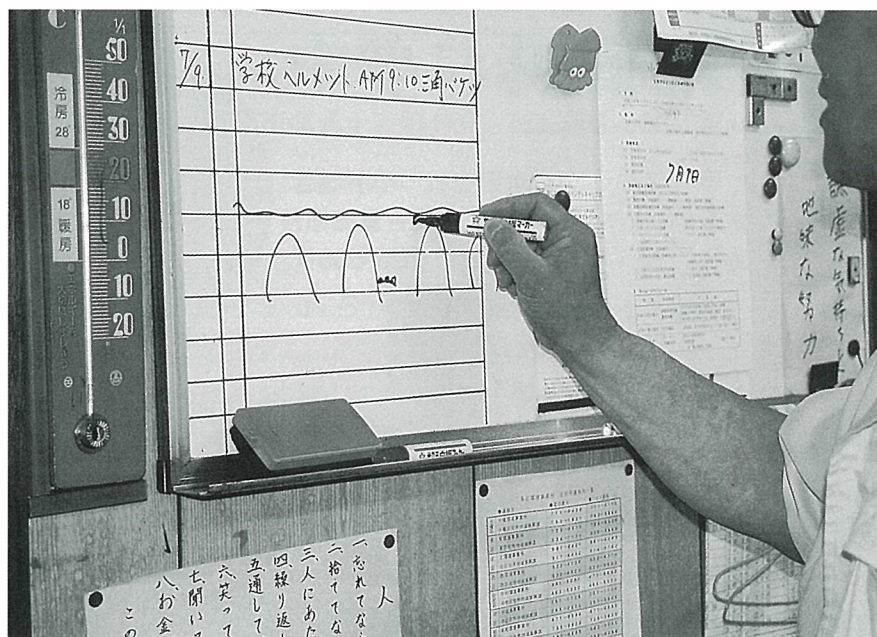
をパネルや写真、ビデオで紹介し、市民の方にも開放しています。当博物館には市内各地の子供会、婦人会、幼稚園の皆さんや、小学校、中学校の課外授業に利用され、物の大切さ、リサイクルの大切さを伝えています。

業界トップクラスのビッグネームに

福田三商という社名は早くから企業として発展するために大きな古紙問屋が連携合併、その時つけた“三商”が由来です。創業70余年、集荷量集荷網で業界トップクラスを誇る古紙商社に成長。日本で五指に入るビッグネームを築き、関連企業も国内5社、海外1社あります。

顧客サービスの面でも古紙の回収率、主要3品目の動向、国内需給、輸出状況など古紙市況の情報を定期的に配付するなど、商社機能を十分に発揮しています。





—ところで、鮎釣りでのハプニングなんかも伺っていいですか？

小林 ハプニングですか？そうですね…年に数回、釣り上げた鮎と一緒にすっぽんや鯉が釣れるというのでしょうか。

—え、一緒に釣れるんですか？

小林 はい。鯉やすっぽんは鮎を食べるんです。ですからすっぽりと口に入れた瞬間釣られたところでしょうね。

一つまり鮎の習性を利用した釣り方法なんですね。

小林 そうです。ですからどれだけ仕掛けを上手につくっても釣れるものではありません。自然にとり鮎を泳がすことができるかというのは非常に重要になります。

—糸や針が付いた魚を自然に泳がせると…相当難しそうですね。

小林 はい。私は2～3年かかりました。

自然と一体になって

—釣り方法を伺っていると、鮎そのものの生態を熟知していないと難しそうですね。

小林 鮎の習性を知らないことには釣りになりません。例えば、鮎がどのへんにいるかというのを見

るには、岩についているコケを見ます。成長した鮎はコケしか食べませんから、コケが食べられているかどうかを見れば、その辺にいるかどうかわかるというわけです。その食べ跡を「はみあと」といいます。ただ、そんなに簡単にはわかりませんが…（笑）。それに、流れの強弱や水の温度でも鮎の動きが変わってきますから、こちらの動きも変えていかなくては いけません。

—まさに五感を駆使して鮎と対峙するという感じですね。

小林 水の手で流れを聞き、目を凝らしてコケを見、音や香りで風を感じる。自然と一体になっている印象です。

—それは得した気分ですね。

小林 去年も1匹すっぽんを釣って、近所のすし屋で料理してもらいました。

—鮎釣りというのは期間がありますよね、シーズン中はどれくらいのペースで行かれるんですか？

小林 ここのところは毎週行っていました。



—毎週ですか…。川にはどれくらい入るんですか？

小林 だいたい朝の6時か7時くらいから夕方5時くらいまで入っています。

—ずいぶん長丁場ですね。その間、あの長い竿を持って川の中に入っているというのは体力も相当必要ですね。

小林 そうですね。ただ同じところにじっといるわけではなくて、移動したり釣り方を変えてみたりと試行錯誤の連続です。

—確か鮎釣りには許可証が必要でしたよね。

小林 川に入る許可証が必要です。日券、年券というものがあって、それぞれの川で許可を受けなくてははいけません。(許可証を拝見する)

—写真入りなんですね。こうして制限があるとシーズン中は行かなくては、という気持ちになりますね。まさに今シーズンですが、今後の予定もビッシリですか？

小林 はい、と言いたいところですが、夏休みに入ると町内の行事がたくさん入っていて、そちらが中心になります。

—町内行事ですか？

小林 実は町内会長をやっているんですよ。それに、仕事柄こういう工場をやっていますと、どうしても音などで近隣の皆さんにご迷惑をかけることがあります。ですから夏になると工場で夏祭りを行ったり、近所の盆踊りに出かけて行ったり、地元の皆さんに喜んでいただけることを心がけています。なのでしばらく週末は行けません。でも、皆さんに日頃の恩返しをできると思えばそういう時間も大切だと思っています。

—近隣の皆さんのことも熱心に考えていらっしゃるんですね。

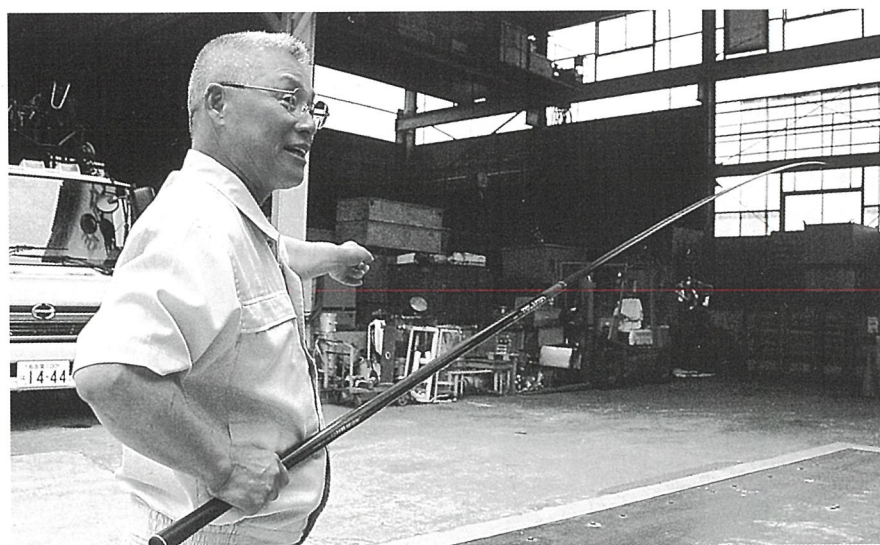
小林 やはり気持ちよく仕事させてもらっていますから感謝しています。

—近所の皆さんと親しくなさっているというのは小林さんのお人柄



ですね。今日は鮎釣りから町内のお話まで、いろいろありがとうございました。シーズン真っ盛りの鮎釣り、今後もたくさんの釣果をお祈りしています。

鮎釣りというのはいろいろな約束事がある中で試行錯誤して成果を出すという、まさにビジネスにも通じるような印象を受けました。小林さんの鮎釣りに対する熱意はきっとお仕事などにも生かされているのではないのでしょうか。ご自慢の9M50の釣竿などの道具と共に、小林さん手描きの図解入りでの趣味の鮎釣りを熱く語っていただいた楽しい時間でした。



事務局だより

行事報告

5月10日 中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議
 5月17日 正・副支部長会議
 5月18日～19日 講習会（新規収運）
 5月24日 第1回理事会
 6月6日～8日 中部エコライフ・フェア2006
 6月9日 第29回通常総会・懇親会
 6月15日・16日 講習会（特責、更処）
 6月16日 全産連 通常総会
 6月29日～30日 講習会（新規収運）
 <以降予定>
 7月19日 全産連 中部地域協議会
 7月26日 第2回理事会
 8月9日～11日 講習会（特責、更新収運）

8月24日～25日 講習会（更新処分）
 9月5日 産業廃棄物処理実務者講習会
 9月6日～8日 講習会（新規特管収運）
 9月11日～12日 講習会（新規収運）

委員会・青年部会報告

■広報編集委員会

5月31日 「循環あいち」60号編集他
 7月5日 「循環あいち」60号校正他

■企画委員会

5月17日 第29回通常総会提出議案について他

■青年部会

4月18日 通常総会
 4月27日 中部ブロック青年部会通常総会

入会・退会状況

■新規入会正会員

会 社 名 代 表 者	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許 可 区 分	許可の種類・品目				許可の有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理		最終 処分	
				処理方法	品 目		
(株) 東海環境プラン 吉田 保	〒452-0837 名古屋市西区十方町140 TEL 052-502-7400 FAX 052-502-7401 (名古屋支部)	県	1.2.3.4.5.6.8.9.11. 12.13.18				21. 3.30
		名	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10. 11.12.13.14.15.18	選別	6.7.8.9.11. 12.13.14.15		収 21. 3.29 中 21. 7. 4
		豊橋	1.2.3.4.5.6.8.9.11. 12.13.18				21. 3.30
		岡崎	1.2.3.4.5.6.8.9.11. 12.13.18				21. 3.30
		豊田	1.2.3.4.5.6.8.9.11. 12.13.15.18				21. 3.30
		県	特01.特02.特03. 特04.特09				21. 3.30
		名	特01.特02.特03. 特04.特09				21. 3.30
		豊橋	特01.特02.特03. 特04.特09				21. 3.30
		岡崎	特01.特02.特03. 特04.特09				21. 3.30
		豊田	特01.特02.特03. 特04.特09				21. 3.30

会 社 名 代 表 者	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許 可 区 分	許可の種類・品目				許可の有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理		最終 処分	
				処理方法	品 目		
(有) 石田商店 石田 清美	〒441-3212 豊橋市東赤沢町東横根118 TEL 0532-21-2440 FAX 0532-21-3008 (東三河支部)	県	3.6.12.13				19. 9.24
		豊橋	3.6.12.13	圧縮	6.12.13		収 20. 9. 1 中 20. 9. 1
トヨタケユニティ(株) 相木 哲也	〒470-1161 豊明市栄町新左山1-777 TEL 0562-98-0200 FAX 0562-98-0221 (尾張北支部)	県	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.15.18				23. 3.26
		名	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.15.18				23. 2.28
(株) コムネット 大野 政美	〒486-0851 春日井市篠木町7-2600-6 TEL 0568-84-9150 FAX 0568-84-7787 (尾張北支部)	県	6.12.13				20.10.11
		名	6.12.13				20. 9.29
		豊橋	6.12.13				20.10.11
		岡崎	6.12.13				20.10.11
		豊田	6.12.13				20.12.23

〈許可品目欄番号の見方〉

●産業廃棄物品目／1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず 10. 動植物性残さ 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 14. 鋳さい 15. がれき類 16. 動物のふん尿 17. 動物の死体 18. ダスト類 19. 令第2条第13号産業廃棄物 20. 動物系固形不用品

●特別管理産業廃棄物品目／特01. 引火性廃油 特02. 腐食性廃酸 特03. 腐食性廃アルカリ 特04. 感染性産業廃棄物 特05. 特定有害廃PCB等 特06. 特定有害廃PCB汚染物 特07. 特定有害指定下水汚泥 特08. 特定有害鋳さい 特09. 特定有害廃石綿 特10. 特定有害ばいじん 特11. 特定有害燃え殻 特12. 特定有害廃油 特13. 特定有害汚泥 特14. 特定有害廃酸 特15. 特定有害廃アルカリ 特16. 令第2条第13号特定有害廃棄物

■支部・社名変更

(正会員) (株) クリーンアップ三位 尾張北支部 ⇒
名古屋支部
(正会員) (株) ミダック 県外 ⇒ 東三河支部
(賛助会員) 東洋ラジエーター(株) (名古屋支部) ⇒
(株) ティラド(名古屋支部のまま) (社名・住所変更)
知多郡東浦町大字藤江字折戸1-7
TEL 0562-833141 FAX 0562-83-3142

■退会(正会員)

(株) ニーズ 豊橋市東細谷町(東三河支部)

(株) 創積 豊橋市原町(東三河支部)
名古屋建設廃棄物事業協同組合 名古屋市東区
(名古屋支部)
大藤運輸(株) 名古屋市港区(名古屋支部)

■退会(賛助会員)

中部自動車共済組合 名古屋市昭和区(名古屋支部)
(株) ケーアールアイ 瀬戸市曉町(尾張北支部)
大日本土木(株) 名古屋支店 名古屋市中区
(名古屋支部)

編	集
後	記

3つのR（リデュース、リユース、リサイクル）を、たった一言で言い表わす「もったいない」という日本語が21世紀、全世界のキーワードになろうとしています。2004年ノーベル平和賞受賞者でケニア共和国環境副大臣、ワンガリ・マータイさんの提言です。

彼女が日本で、感銘を受けた言葉「もったいない」。ごみ削減、再使用、再利用の精神につながるこの日本語をマータイさんは、環境保護の合言葉「MOTTAINAI」として今、世界に広めようとしています。「食事を残すのはもったいない。ごはんは最後の一粒までいただく」「（おさがり）はまだ充分使えるものをもったいないから生かす、というリサイクルの風習」どれも、「もったいない」というすばらしい精神を今の日本人が忘れていることを教えてください。もう一度、われわれも両親から教えられた「もったいない」の精神を見つめなおすことが必要だと思います。

■広報編集委員

委員長 堀川 政男 (株)アメニティライフ
副委員長 鈴木 鉄雄 福田三商(株)
委員 梶田 弘一 (社)愛知県建設業協会
〃 上田 良彦 名古屋菱重興産(株)
〃 浦田恵美子 マルサ(株)
〃 片山憲三郎 (株)金属資源開発商会
〃 ※森 竜也 (株)海青
〃 伊藤 高俊 豊田ケミカルエンジニアリング(株)
〃 三宅 学 (株)三和住宅
〃 鬼頭 秀幸 (有)リサイクリング産業
〃 松井 忠博 (有)松井工業

※森 竜也氏は5月より南村勝己氏(大和エンタープライズ(株))に代わって就任

■支部別会員数

平成18年5月24日現在

支 部 名	正会員数	賛助会員数	合 計
名古屋支部	205	63	268
尾張西支部	86	8	94
尾張北支部	90	9	99
尾張南支部	49	8	57
西三河支部	121	6	127
東三河支部	74	9	83
県 外	27	2	29
合 計	652	105	757

循環あいち

第60号

平成18年（2006）7月20日発行

編 集 『循環あいち』広報編集委員会
発 行 社団法人 愛知県産業廃棄物協会
〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目10番9号
(第8フクマルビル5階)
TEL(052)332-0346 FAX(052)322-0136
<http://www.aisankyoku.com> E-mail:info@aisankyoku.com

発行人 近 藤 成 章
事務局 伊 藤 輝 雄
編集協力・制作 有限会社トピック

〈広告掲載会社名〉

近藤産興 株式会社
株式会社 タジリ
株式会社 明輝クリーナー

株式会社 海部清掃
加山興業 株式会社
株式会社 日報アイ・ビー

株式会社 ダイセキ
オオブユニティ 株式会社
サトマサ 株式会社

今日から明日へ明日から未来へ……
人と街と文化のために、暮らしと環境の調和を目指します。

人々の快適な暮らしのために、「環境整備のプロ軍団」として、地域社会の環境美化に取り組むオオブユニティ。

積極的に先進技術・ノウハウの構築を図り、総合的なメンテナンス体制のもと、

多様化・高度化するニーズにきめ細かくお応えしています。

自然環境を守り伝え、豊かな都市文化をも育む「美しい街づくり」。

私たちはより大きな視野からアメニティ創造の可能性を追及し、

「快適生活」のトータルサプライヤーとして、常に新たなチャレンジを続けてまいります。



UNITY

オオブユニティ株式会社

〒474-0001 愛知県大府市北崎町駒場88番地

TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

●一般廃棄物処理事業 ●都市環境清掃整備 ●下水道調査・修理 ●産業廃棄物処理事業 ●処理場の管理 ●ビル管理清掃 ●工場環境清掃整備

企業理念

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

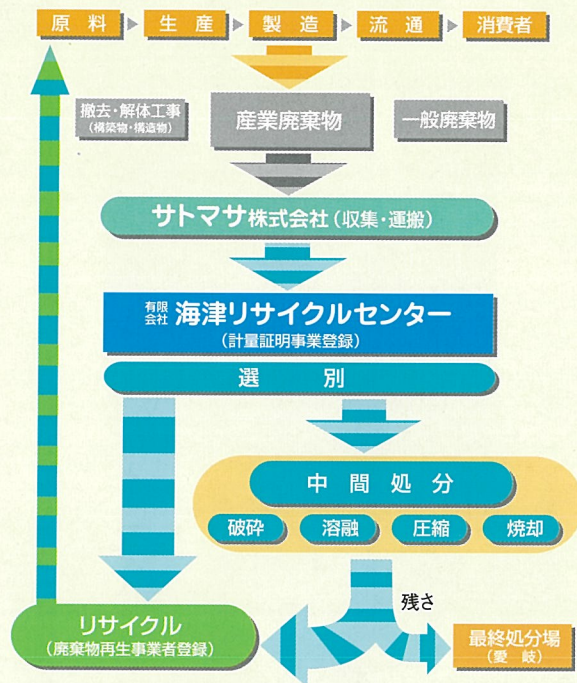


サトマサ 株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(社) 愛知県産業廃棄物協会
(社) 岐阜県産業環境保全協会
(社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県産業廃棄物処理協同組合
岐阜県建設廃材処理協同組合
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

サトマサ 株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp>

E-mail : info@satomasa.co.jp